

慶応期政局における薩摩藩の動向——薩長同盟を中心として——

町田 明広

はじめに

元治元年（一八六四）の禁門の変および第一次長州征伐において、薩摩藩は幕府軍の主力として加わっていたが、後者においてはそれまでの強硬論は影を潜め、幕府の意に反して早期解兵に尽力した。これは薩摩藩の方針転換によるもので、長州征伐後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から、島津久光は藩地に割拠して、貿易の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指し始めており、幕府から距離を置いて将来の戦鬪に備えるという抗幕志向を明確にし、西国諸藩連合を構想していた^①。

一方で、薩摩藩は武力を伴わない幕府から朝廷への外交権の移行による事実上の幕府打倒、つまり幕府を廃する「廃幕」を企図していた。元治二年（一八六五、慶応元年）に四月

七日改元）三月には外交交渉・西欧視察・商談を目的とする五代友厚・寺島宗則ら使節と共に、十五人の留学生（薩摩スチューデント）を英国に派遣したが、この時に外交権の移行実現に向けた尽力を英国政府に要請している^②。慶応期の薩摩藩の動向において、これらの政略を無視することはできない。前者は武力による倒幕路線に、後者は大政奉還による廃幕路線に連動することになる。

さて、慶応元年早々から、薩摩藩は藩政に重点を移行したため、中央政局より小松帯刀を始めとする藩要路の離京・帰藩が促された。これは元治元年秋以降の既定路線であり、この段階から藩内改革が優先されることになる。小松は薩摩藩の慶応改革と呼べるような富国強兵策を推し進めたが、中でも更なる海軍力の向上を企図した。例えば、軍艦購入を積極的に進め、集成館に機械工場を設置して艦船の修理を可能とし、それにかかる日数や経費の削減を実現した。また、海軍

方を設置し、海軍所を開設するため志願兵を公募するなど、制度、施設設備などの充実を目指した。しかし、目まぐるしく変動する中央政局から完全に撤退することは叶わなかった。

薩摩藩はこの時期から、何かにつけ抗幕姿勢を著しく強めており、参勤交代の復旧や毛利父子・五卿の東行の中止を求めたり、長州再征や通商条約の勅許に反対するなど、過激な行動を繰り返して幕府から深甚な嫌疑を受けていた。一方で、西国諸藩連合の構想においては、長州藩を最大のパートナーとして位置付け、秋波を送り続けていたが、それまでは支藩・岩国を経由したレベルに止まった。しかし、坂本龍馬の薩摩藩への帰属、木戸孝允の長州藩復帰を契機に、薩長融和の気運は俄然高まった。

この薩長融和の到達点が慶応二年（一八六六）一月に締結された薩長同盟（六箇条^③）とされており、坂本が画策した構想を基に西郷吉之助と木戸の尽力で実現したものとされる。また、同盟成立によって、その後の政治動向が規定され、薩長両藩によって倒幕が成し遂げられる起点とされるなど、極めて政治的に重要な事象とされている。

薩長同盟については、これまでも青山忠正氏、芳即正氏、宮地正人氏らによって、軍事同盟か否かという内容や評価に関わる事象を始めとして、成立日時や場所、坂本の役割の程

度など、様々な観点から議論がなされてきた^④。最近では家近良樹氏によって、同盟が実態よりも過大に評価されているとの本質に関わる提言もなされている^⑤。

しかし、そのほとんどの論点において、学説レベルに到達した見解とは言い難い。薩長同盟の成立の経緯は後世に出来上がった言説によるところが多く、坂本や西郷ありきの英雄譚が実しやかに喧伝されているが、これらを踏襲した議論に拘泥している部分も見受けられる。これは史料解釈が不十分であると同時に、当時の政治状況、特に薩摩藩の動向の解明が疎かになっていることによると考える。

本稿では、これまでの先行研究にも十分に目配りをしながら、一次史料の再確認と当時の政治動向の考察を十分に行うことによって、慶応元年春以降の薩長融和に向けた坂本の周旋活動の経緯や意義、西郷吉之助の米関問題の実相、長州藩の軍需品購入と薩摩藩の協力の実態や薩長融和過程での位置付けを明らかにする。その際には、できる限り長州藩の動向にも留意したい。また、該時期の中央政局における薩摩藩の動向を、家老桂久武の上京事由や在京行動を通じて論じてい

い。そして、いわゆる薩長同盟そのものについては、坂本および黒田清隆の長州藩派遣の目的や経緯、特に黒田の派遣は藩命や西郷の内意によるものとされているが、独断専行の行為

であるとの見解を提示する。また、木戸の上京前の動向を踏まえた上で、上京後の薩長交渉の経緯を丁寧に考察することによって、薩長同盟（本稿では後述の通り、「小松・木戸覚書」と呼称）の成立過程が通説と異なる可能性があることを明示したい。

加えて、六箇条の内容を改めて分析することによって、内容的には従来言われているような藩レベルの同盟ではなく、久光の名代的存在である小松が、長州藩を代表して上京した木戸との間で交わした「小松・木戸覚書」とするのが妥当であることなど、成立段階での意義を論証することを目的とする。

1 薩長融合に向けた運動の開始

1・1 坂本の周旋開始と木戸との会談

慶応改革を推進する薩摩藩にとって、喫緊の課題は海軍の再建であった。文久三年（一八六三）七月の薩英戦争によって、天佑丸・白鳳丸・青鷹丸を失い、海軍は全滅していた。また、十二月二十四日、薩摩藩が幕府から借用した蒸気船が兵庫から長崎に向かう途中、豊前田ノ浦から長州藩によって砲撃され、大きな犠牲が生じた。砲弾自体は命中しなかったものの、逃走時に火災を起こし、六十八人の乗組員中二十八

名が溺死した。この中には、有能な士官・機関員・ボイラー員が多数含まれており、薩摩藩の海軍力はこの時点で壊滅的なダメージを受けていた。

その後、元治元年（一八六四）一月から安行丸（前年九月に購入）の運行を開始し、同年中に平運丸・胡蝶丸・翔鳳丸・乾行丸・豊瑞丸を長崎で購入した。また、五月九日には蒸気船運用術教授として中浜万次郎の招請を幕府に嘆願して了解を得ており、軍艦奉行勝義邦の建言によって、幕府が神戸に設置した海軍士官養成機関である神戸海軍操練所に、伊東祐亨を始め数名を派遣した。しかし、軍艦は手に入れることが叶ったものの、乗組員の不足解消にはほど遠い状態が続いており、ここで白羽の矢がたったのが勝の門下生である土佐藩脱藩浪士グループであった。

小松帯刀書簡（大久保一蔵宛、十一月二十六日⁶）によると、「神戸勝方江罷居候土州人異船借用いたし航海之企有之、坂元竜馬⁷と申人関東江罷下借入之都合いたし候所、能ク談判も相付候よし、右二付同長藩高松太郎と申人国元より罷帰候様申来候由、然ル所当分土佐国政向甚厳敷不法之取扱有之罷帰候へは則命は絶候よし、右の船参り候得は則乗込二相成候間、夫迄潜居之相談承り余計之事ながら右辺浪人体之者ヲ以航海之手先二召仕候法は可宜と西郷杯滞京中談判もいたし置候間、大坂御屋敷江内々潜メ置申候」とあり、初めて具体的

な動向が窺える。

これによると、神戸の勝塾に居た土佐藩脱藩浪士グループが外国船を借用して航海する計画があり、坂本龍馬という人物が江戸に下って談判したところ、上首尾にいった様子である。その船に乗り込もうとしている高松太郎などの脱藩浪士らは、国許から帰藩命令が来たが、帰藩すれば殺されかねないとして、船に乗り込むまでの保護を求めてきた。彼らはいずれ、薩摩藩の海軍に役立てようという算段であり、その旨、西郷吉之助にも申し伝えの上、大坂屋敷に秘匿していると小松は大久保に説明した。これ以降、土佐藩脱藩浪士グループが薩摩藩によって囲い込まれたことは想像に難くない。

大坂屋敷に潜伏したメンバーは不分明であるものの、近藤長次郎・高松太郎・菅野寛兵衛・新宮馬之助・鶴殿豊之助（白峯駿馬）・黒木小太郎・陸奥宗光、幕府士官と争って出奔した幕船翔鶴丸の船舶器械取扱者・火炊水夫（機関員・ポイラー員等）らと推測される。その後、坂本による外国船借用が不首尾となったため、元治二年（一八六五）二月一日、近藤らは安行丸で鹿児島に向かった。なお、小松と西郷が四月二十二日に退京し、胡蝶丸で二十五日に大坂を発して五月一日に鹿児島に帰藩した際、坂本らを同行している。坂本を含め、薩摩藩の海軍建設に向けた、具体的には士官・船員とし

て期待されていた鹿児島行であった。

このメンバーの中で、坂本のみ別行動をとることになる。薩摩藩としては、それまでの長州藩へのアプローチは支藩である岩国を通じてのものであり、高杉晋作による功山寺拳兵以後の内訌による藩内の混乱も相俟って、宗藩である長州藩本体との接点を容易に見出すことは叶わなかった。その点、坂本は長州藩士とも交流があり、しかも、この間に行動を共にしたことから、小松・西郷が政治的周旋を坂本に任せることが可能であると判断したものである。

よって、小松らは坂本に対し、薩摩藩が抗幕体制を採るにあたって、長州藩をパートナーにする意思があることを申し含めた上で、長州藩への情勢探索に派遣したと考える。その際には、当然久光の了解があったことは言うまでもなく、久光に対する報告が求められた。薩摩藩に仲間と共に庇護されている坂本が、薩摩藩の要請を了解することは至極当然である。坂本が薩長融和に尽力するのは、本人の意思の有無に拘らず、薩摩藩の意向に沿った周旋活動に他ならない。ここに、薩摩藩士・坂本龍馬としての履歴がスタートする。

五月十六日、坂本は付添として付けられた薩摩藩士児玉直右衛門と共に鹿児島を出発し、二十三日に太宰府に至り、翌日には三条実美ら五卿に謁見した。これは、西郷らが周到に用意した筋書きであり、長州藩潜入のための手引きを期待し

たものであった。坂本は五卿従者の土佐藩浪士黒岩直方に先導され、閏五月一日に下関に至った。この間の事情を五卿付であった蓑田新平・渋谷彦介書簡⁸によって確認したい。

此内児玉直右衛門付添坂本龍馬爰許へ差入、私共江曳合之上五卿方江致拜謁、三条公より安芸守衛（黒岩）被差添、坂本事、先達而長州江差越、同所之事実探索之廉々御方様（茂久、実際には久光）江一封を以申上賦二而、直右衛門儀当所江是迄滞在為致置候所、此節土方楠左衛門帰府便より別紙相達二付、いつれ之筋長防之情実等細々承得、私共より形行書付以御届申上心組二而、早速右楠左衛門江致面会旁承得候所、此度蒸気船より大山彦太郎（中岡慎太郎）御国許之様罷下、方今長州之形勢等申上賦承得候趣御座候間、疾二万端御聞取相成候半、右二付別紙坂本書面相副直右衛門差返申候間、右様御納得可被下候、

これによると、児玉を差し添えて派遣された坂本が大宰府に着いたので、渋谷らの手配で五卿へ拜謁させる段取りが済んだことを伝え、その後、三条の配慮による黒岩の手引きで坂本を長州藩に潜入させ、情勢探索した結果を久光に言上するため児玉を大宰府に止まらせていた。そこに土方楠左衛門が大宰府に戻り、坂本からの別紙を受け取り、長州藩の情勢も細々聞き及んだが、中岡が鹿児島に向かって言上に及ぶ

とのことなので、既に聞き及んでいると考え、坂本書簡を児玉に持参させるのみとしたので、了解して欲しいと述べている。

ところで、五月二十三日、長州藩士小田村素太郎（十四日山口発）および長府藩士時田少輔・熊野直助は、四月上旬に派遣された五卿使者（中岡）への返礼という各藩命によって大宰府に到り、三条らに謁見していた。そして、坂本が五卿に謁見したまさにその当日、小田村らは坂本と邂逅した。坂本は薩摩藩が長州藩との連携を志向しており、坂本自身は薩摩藩から派遣され、これから長州藩に向かう積りであることを伝えたであろう。それに対し、薩摩藩との連携も辞さないとする藩要路、特に木戸孝允の意向を熟知する小田村は、木戸が既に帰藩しており、面談をしてはどうかと勧めたため、坂本は渡りに船の体で下関に向かうことを約束したと考える。

なお、坂本が木戸の帰藩をどの段階で確認したかについては、小田村との面談時であった。黒田清綱書簡（西郷宛、閏五月十二日⁹）によると、「長州之形勢此節は境を嚴重相固居、在年既ニ謝罪之道相立候ニ、比上又何様之子細を以御再討相成候哉、一応問尋之上猶暴挙ニ攻寄候時は、二国死力を尽し防戦可致と、末藩並吉川皆共山口江会議、桂小五郎ニも帰参、要路ニ被用、当分其手当盛之由相聞得申候」と、長州藩

の情勢について報告している。この中で、木戸についても言及しているが、管見の限り、この書簡が最も早い鹿児島への報告であった。黒田は江戸詰めを命じられて五月二十六日に鹿児島を出発していることから、その時点では木戸帰参の情報は西郷からも接しておらず、当然、十六日に出発した坂本は知る由もない。つまり、坂本は木戸との面会を前提に長州藩探索に向かったのではないことが確認できる。

閏五月一日、坂本らは渡海して下関に至り、商家奈良屋の当主である入江和作を訪ねた。入江は直ぐに時田に坂本来訪を伝え、翌二日に時田は小田村に「定而如前約桂君江御面談之積に而渡海致候義と推察仕候、勿論御帰山之節も入々御談申上置候儀も御坐候に付不取敢及御知候、何卒早々御出関彼之情態御探索有之度所祈候¹⁰」と、坂本の下関到着を伝え、その来意は大宰府での約束に違いないとし、打ち合わせ通り報知したと述べる。そして、木戸が至急下関に来て薩摩藩の情勢を探索すべきであると申し送り、その周旋を求めた。

更に同日、時田は木戸に対しても坂本らの下関到着を知らせ、「先生え御面話之儀兼而相願居候段噂も致居候事に付、其積に而渡海に及候儀と推察仕候、乍御苦勞早々御出関被成下、事情御探索有之度所祈候¹¹」と、至急下関で坂本と面談し、薩摩藩の事情を探って欲しいと依頼した。また、坂本は「先生之御世話に相成候儀も有之由申居候、先生御面談相成

候者、何も薩国之情態相分可申と奉存候」と、旧知の坂本と面談をして薩摩藩の情態を理解して欲しいと重ねて懇請した。そして、「小田村先生えも及御知置候間、被仰合早々御出関呉々奉待候」とつけ加えた。

それに対して、木戸は翌三日に「此度坂本共外來関に付早々出浮候様との御事悉細奉畏候、明日より早速発途可仕候と相決居申候¹²」と、翌日下関に行くことを明言し、迅速な対応を見せている。木戸は坂本来関の報知に接すると直に藩命「右御用有之赤馬関へ被差越趣に寄筑前大宰府迄被差越候事¹³」（閏五月三日）を獲得しており、予め藩要路に根回ししていた結果である。時田書簡（木戸宛、閏五月二日）には、「過日小田村君御一同筑前行之節、宰府表に而相對致候土藩人阪本良馬、近日薩国より帰筑、同国之情態相心得居、小生共えも荒方相洩申候、勿論公卿方拝謁も被仰付候、其次第においては小田村君委細に御承知之儀に御坐候¹⁴」とあり、木戸は小田村から薩摩藩が長州藩との連携を志向しており、坂本は長州藩の探索のために薩摩藩から派遣されたとの説明を受けていた。

岩国・吉川経幹との融和を図り藩論統一を目指している、その渦中の大切な時期にも拘らず、木戸が坂本との会見を優先したのは、非公式ながら坂本が薩摩藩から派遣されていたからである。坂本個人のキャラクターや既知の関係であった

という事実は、この際関係なかった。そして、坂本から薩摩藩の事情を篤と確認し、間違えなければ大宰府に出向いて三条に謁見し、薩長融和の仲介を依頼する意向が垣間見られる。また、坂本が三条従者の黒岩を同行していることも、木戸にとつては好都合であった。木戸はこの機会を捉え、一気に薩摩藩と提携できる可能性に賭けたと言えよう。

なお、坂本来関の情報は藩要路等の一部しか知らされておらず、坂本との会見は時田が「何分別人に而は密事相洩兼候様相見申候」と言う通り、木戸しか適任者がいないという判断があった。この段階では藩内で薩摩藩との連携を公然と口にするには憚れており、例えば、木戸は御楯隊総督の太田市之進（御堀耕助）に対して、「條公（三条実美）よりの御人も有之馬関まで罷出様子次第筑紫罷越候都合に御座候」と述べている。三条からの使者に坂本まで含まれているかは不明ながら、薩摩藩の意向を踏まえた使者の存在を秘匿している。

ところで、藩要路の一人である広沢真臣はこの間の木戸の独断専行的な行き過ぎた薩長融和路線に待ったをかけている。広沢書簡（木戸宛、五月二十八日¹⁶）によると、小松・西郷が長州藩のために周旋尽力をしてくれているが、これまでは吉川経幹による内々の依頼によるものであった。今後は毛利敬親・広封父子の内意を吉川から小松らに改めて伝えると

ともに、「小松西郷も萬一内輪において嫌疑共有之候ては難堪次第に付、御彼方君公迄徹上仕置候得ば小松西郷等も内輪掛念無之、公然尽力可相成歟」と、薩摩藩主まで父子の依頼の意向を徹底できれば小松らは藩内の反対勢力を気にせず、公然と尽力することが可能であるとの建言が直目付より出された。

その際に、木戸も同意であるとされたが、三条への周旋依頼の件を了解しただけであり、意思の疎通がなされていないと判断している。現在、薩摩藩は様々に取沙汰をされているが、その実否が不分明な状態で「兎に角薩へ両君公より改めて御頼被申筋は不可然」と、父子から薩摩藩に改めて依頼をするのはよろしくないと言った木戸の方針を非難する。そして、かえって齟齬を来して、またもやどのような国害にならないとも限らず、その建言は断固として却下したと伝えている。藩内での木戸の指導力は未だ発展途上にあり、広沢との連携もじっくりいっていないことが窺えよう。

木戸と坂本の会見であるが、六月十八日頃、英国人が長州征伐の情報探索に長崎から軍艦で来関の際、通訳として同行した越前藩士瓜生三寅が七月以降に木戸に会い、直接聞いた話を京都で語った内容が肥後藩の探索書に記載されており、それによって確認したい。瓜生が坂本との対談内容を尋ねたところ、「薩州ニ依而海軍を起し立可申存念申述、我等所存

相尋候」と、坂本は薩摩藩が海軍を興す予定であり、自身も関わっていることを述べた。

そして、坂本から薩摩藩への長州藩の存念を問われたことに対し、「是迄ハ薩長之間互ニ齟齬いたせしも、問ニは讒間之所為も可有之、乍去古来聖賢も讒間は難防候得ハ、唯天下公然之道さへ踏ミ互ニ為国家尽力致候事なれハ、相談無之候共其轍ハ一致いたすべく、幾重ニも御勉強可被成候、我藩は当今袖手之時ニ候得は何事も不如意候、乍去互ニ勉強は可致ト相答申候」と、薩長提携に前向きな姿勢を示したところ、坂本も同意したと回答した。また、木戸は坂本から「薩は総而滅幕之論と被察候」との印象を受けたことも重要である。西郷の来関情報に踊らされて、大宰府行きはなし得なかったものの、木戸の当初の目的であった坂本との会談は、薩摩藩の抗幕姿勢を確認できたことも相俟って、成稿裡に終わったと言えよう。

ところで、木戸の下関滞在は閏五月二日から二十七日の約一カ月に及んだ。確かに、西郷の来関を待っていたことも間違いないが、それだけが事由ではなかった。この間、下関を宗藩が長府藩から上地する計画があり、そのことが紛糾して高杉・井上聞多・伊藤俊輔は亡命するなど身を隠さざるを得ない事態にまで発展していた。その調停は木戸にしか適任者がおらず、それに努めており高杉らの帰藩の実現に奔走し

た。また、閏五月十日に英国特派全権公使パークスが横浜赴任の途次に下関に寄港する事態が起こり、井上・伊藤と共に会見するなどの対応に追われた。

二十一日に至り、中岡が来関し西郷の上方直行の報が齎された。そして、吉川経幹がようやく山口まで出向き、いよいよ支藩を含めた藩論を「従幕・恭順」から「抗幕・武備」に統一する好機となったため、藩廟から至急の帰山が求められた。こうして木戸は下関を後にすることになったが、その後の武器・軍艦の購入については、井上・伊藤に引き継がれることになった。

1・2 將軍進発と西郷の下関来訪問問題

慶応元年五月十六日、征夷大将軍徳川家茂は長州再征のため、陸路江戸城を進発した。その一報が鹿児島に齎されると、薩摩藩においても対応を検討することになった。当時の薩摩藩の方針は、長州再征後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から、島津久光は藩地に割拠して、貿易の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指し始めており、幕府から距離を置いて将来の戦闘に備えるという抗幕志向を明確にしていた。そして、中央政局からも一線を画するため、この段階では小松帯刀・西郷吉之助・大久保一蔵を全員、藩地に呼び戻していた。

薩摩藩の進発に対する反応であるが、大久保は「幕府も別而憤発ニ而、長州征伐之再挙有之大はつミ之由ニ被聞申候、是は別而面白キ芝居ニ成り可申と楽ミ申候」と幕府の方針を擲諭する。そして、「大抵我思ふ図ニ參申候間、彼ハ彼レ我

ハ我にて大決断策を用ひ不申候而ハ相済不申候間、必御気張可被成候」と、割拠方針の徹底を訴えた。また、西郷は「弥発足の様子自ら禍を迎え候と申すべく、幕威を張るどころの事にては御座ある間敷、是より天下の動乱と罷り成り、徳川氏の衰運此の時と存じ奉り候」と、家茂の進発が天下動乱を招き、將軍家の没落に繋がると指摘する。そして、「三年も浪花城に罷り居るとは、何と申す迂説にて御座候や、一年も六ヶ敷御座候わん、何も扱置き、此の節の進発、天下のため雀踊此の事と存じ奉り候」と、大坂城での滞在は一年が限度であろうとの見通しを示し、今回の進発は抗幕体制構築にプラスになるとの意向を述べた。

薩摩藩廟は大久保を上京させ、取り敢えず情勢探索と長州再征を阻止する周旋を行わせることに決した。大久保は五月二十一日に鹿児島を出発、閏五月十日には入京し、近衛忠房（十一日）・正親町三条実愛（十二・十八日）に対して、長州藩処分は將軍が在京の上、衆議に諮って決定し、征討は軽々に踏み切るべきではないことを勅書で命じること懇請した²⁰。なお、朝彦親王には十五・十八日に謁見しているが、

「拝謁丈ハ被仰付、程能キ御会釈ニ御座候」程度であり、二条斉敬からは都合が良い時に知らせるとの伝言があったものの、「何タル儀モ無御座候故、態ト此方より相伺不申」といった有様であった。

大久保はこのような中央政局について、朝廷は「何分三藩介入説ヲ以、相固メ候故、卓越之御腹不相居勢ニ被推候、御通病無是非御事ニ御座候」と、一会桑勢力によって取り込まれており、それに対抗しうる卓越した人材に乏しく、相変わらざるの因循に流れている状況を悲観する。そして、このような状況であるため、「征伐之論旨サエ出不申候テ、逆モ不可成儀ヲ、如何様奔走イタシ而も、無用ニ属スル而已ナラズ、却而害ニ成トモ難凶故、正三卿、内府公迄二十分之議ヲ申上、外ニ全ク口ヲ出シ不申候」と、長州征伐の論旨の要求さえ幕府が申し出なければ、到底無理をして周旋などできない。仮に奔走したとしても、無用であるのみならず、薩摩藩にとつてはかえって害となると判断し、正親町三条実愛および近衛忠房のみには十分に薩摩藩の方針を伝えるが、その他には一切口出しをしないとの方針を示した。

また、「難差置大事ニ臨ミ候而者、不及論候へ共、其余之儀ハ差置、益至理至当之筋ヲ明カニシ、肅然トシテ其時機ヲ見合候方、可然申談置候、必不遠御趣意相顕レ候外有御座間敷奉存候」として、当面の周旋中止を宣言した。一会桑勢力

と二条斉敬・朝彦親王が強固に結びついた中央政局において、薩摩藩がなす術がない状況にあることを小松に申し送っている。このような中央政局の形勢も相俟って、薩摩藩の方針は藩地への割拠体制の構築へと一層加速し、慶応改革が推し進められることになった。

ところで、大久保の上京前、小松・大久保・西郷が不在の京都では、将軍家の進発にあたって、薩摩藩の在京要路は大きな不安を抱いていた。岩下方平は四月三十日段階で、大久保・西郷に対して、「御用向相片付申候ハ、早御上京不被下候而ハ、私共手二合不申」と上京を要請していたが、進発が開始されると至急の上京が期待された。よって、五月二十四日、岩下は帰藩して小松・西郷らの上京を促すため離京した。なお、中岡慎太郎・土方楠左衛門、福岡藩士大藤太郎、長州藩士泉源蔵等を同伴したが、『回天実記』によると、西郷の上京の遂次に「馬関に立寄桂小五郎と面会為致、篤と前途の見込を付け両藩同心協力を以て大に尽力致度」と、中岡と土方が薩摩藩要路に迫って同意を得た。

これは中岡が四月三十日、下関で木戸孝允と会談して薩長融和を積極的に説き、それに対して木戸の反応が必ずしも悪くなかった事実が反映したものである。既に中岡は、薩長融和に向けた薩摩藩の動向を熟知しており、木戸の藩政復帰を大きな好機として捉えたことは想像に難くない。中岡らの

提案に対し、岩下方平らも賛同している。しかし、岩下の帰藩目的は、あくまでも将軍進発に対応するための小松・西郷らの上京であり、そもそも、中岡らの提案を許可できる立場になく、真摯に受け止めたとは言いがたい。

この間の事情について、小松書簡（大久保宛、閏五月十五日）²⁴によると、岩下が閏五月六日に帰藩し、「御進発も無相違由右旁二付、誰そ出京被仰付度趣共委曲承申」したが、大久保が上京すれば岩下が帰国するには及ばなかった。その後、岩下から久光に対して、中央政局の情勢を詳細に言上したところ、「猶亦勘考いたし候様御沙汰二相成、熟及勘考候」との沙汰があつた。そもそも、「何分此節之機は不容易一大事之場合と存とちら二しても六ヶ敷事と存申候間、被差出候方可宜貴所御出張ニも相成居候付不被差出とも可宜も考候得共、忝人よりも忝人ニ而尽力相成候得は大キニ力之付候儀も有之候付」、西郷の派遣を決定した旨、大久保に申し送った。この文面から、小松には中央政局に対する切迫した心情は全くなく、大久保一人で十分であるものの、一人よりは二人の方が大きな力になると判断したため、西郷を派遣するとしており、薩摩藩による積極的な周旋を行う積りが毛頭ないことが窺える。また、西郷の派遣は岩下の報告を受けた久光の意向が大きく反映された結果となっており、大久保からの書簡による懇請に応えたとされる通説は根拠がない。そもそも

も、この大久保書簡は管見の限り見当たらない。更に閏五月十八日、西郷が佐賀関に到着した際、大久保から至急上京を求め、書簡に接したため、馬関に立寄って木戸と会談することをキャンセルしたとする通説も疑わしい。

これは、薩長の正式な連携であれば、薩摩藩の藩是に関わる重要事項であるにも拘らず、小松書簡では全く触れておらず、最高意思決定者である久光は大久保以外の派遣を検討させたに止まっていること、大久保の京都での周旋状況から、西郷の至急の上京が求められる情勢になかったこと、そもそも、この大久保書簡も管見の限り見当たらないことによる。中岡による西郷に対する木戸との会見の要請はあつたものの、薩摩藩・西郷は時期尚早と捉え、その提案に同意しなかったと考える。つまり、最初から西郷は木戸と会見する意向は全くなく、予定通り京都に向かったものであろう。

ところで、小松が西郷を派遣するにあたり、「乍不肖僕も早々駈登粉骨碎身尽力いたし度御坐候得共、此節は誠重事故小子輩四五人被差出候より、西郷忝人被差出候方天下為国家可相成と存、御国元之義も此形勢ニ押移候ニ付而は、弥御軍備ハ勿論万事大变革も急ニなくて叶ん時機ニ而是非曳止度は山々御坐候得共、前文通無拗詆合ニ而被差出候筋ニ決定いたし申候間」と、極めて西郷を高く評価している。西郷は閏五月九日に大番頭・側役役料高一八〇石で一身家老組に編入さ

れており、この段階で側用人一四〇石の大久保より上席になつており、長州征伐以降の西郷の藩内で高い評価が窺え、短期間で西郷の身分上昇が確認できる。なお、大久保は六月末頃に京都を出発し、七月八日に帰藩した。これ以降、西郷が中央政局の舵取りを行うことになる。

次に、西郷の来関問題について、長州藩側からも見ておきたい。木戸の下関到着は閏五月四日の夕刻であつたが、時田から土方が三日から滞在しており、上方の情勢を詳しく齎したと聞き及んだ。その内容は將軍家の進発が決定したことにより、「一大変動には兎の道可立至模様」に付、薩上国詰のものも甚掛念の趣に付今度急に帰国、大島（西郷）等へ早々上国を促し候」と、政局の大変動に備え岩下らが急遽帰国して西郷らの上京を求めるといふものであつた。

更に土方は「大島来十日前後蒸氣船に而來関致し、弟（木戸）面倉致し度に付是非馬関へ出浮呉候やう」と告げて、木戸・西郷会談の実現を求めた。木戸は実際に土方に会うまでこころした意向を確認しており、たまたま木戸が下関に来ることを土方が知つたため、そこで木戸自身の到着を持つていくことも了解した。これを踏まえ、木戸は藩要路（山田宇右衛門・兼重讓蔵・広沢真臣・前原一誠）に対し、「筑行者一先見合来関之上は大島へも可疑之箇條を拳屹度督責仕見度」と、大宰府行きを一先ず見合わせ、西郷が下関に到着したら

この間の薩摩藩の嫌疑を挙げ連ねて、厳しく責め立てたいと申し送った。

木戸は薩摩藩から派遣された坂本との会見はさて置き、土方の不確定な西郷来関の情報を、この段階では鵜呑みにしていることが窺える。藩要路は木戸に対し、「土方楠左衛門此度上国より下り掛、御相對相成候趣委曲承知仕候、薩藩大島事明十日前後蒸気船にて上京の御地罷越、老兄へ致御面会度念願有之由にて太宰府行は一先御見合相成り、右御相對之上彼藩可疑事件屹度御督責被成候」と、その申し出を了承した。

その上で、「弥可信趣に候は、此内預御示談置候通、程克御応接可被成置申も疎に奉存候」と、いよいよ薩摩藩が信じるに足るべきと判断した場合は、内々に伺った通り、程よく対応して欲しいと伝えた。山口出發以前に、木戸が藩要路と薩長提携について、十分に議論している様子が窺える。また、「大島へ御相對相済候得ば、薩筑国論上国邊以往之形勢も略相知可申事と相考、何邊早々御帰山奉待候」として、西郷から薩摩藩や福岡藩、更に中央政局のその後の情勢を探索できたなら、直ぐに山口の政庁まで戻ることを懇請した。

木戸が時田と共に土方と面談したのは閏五月六日が最初であり、土方は「此度西郷吉之助薩州より上京懸け当地に立寄候手筈に付、当藩にても城壁なく腹心を以て篤と相談を遂げ

申度、既往之小忿は国家の大事に難換は勿論、将来両藩提携を以て尽力有度²⁸と木戸に西郷と面談し、これまでの経緯を超えて国家のため、薩長融和のために尽力して欲しいと申し入れた。これに対する木戸の反応は不分明であるが、七・八日を含め三日連続で土方と会談している事実から、大いに乗り気であったことが窺える。

ところで、「薩長和解の議も愈相纏り、最早用向も相済候に付」と、薩長和解がようやくまとまり自分の用は済んだとして、五卿への復命のため、土方は九日に下関を発つている。西郷が早晩到着する段階で薩長融和がまとまったとするのは時期尚早であり、土方の急な出發の真意は詳らかにできないが、そもそも西郷の来関は土方の希望的観測に過ぎず、しかも、その期日を十日前後としたのは土方の推断である。連日の会談で木戸から言質を求め続けられたことによつて、下関に滞在しづらくなつた可能性がある。

なお、閏五月五日に土方と再会していた坂本龍馬の書簡（渋谷彦助宛、閏五月五日²⁹）には、「惣分長州の論とハかわり余程大丈夫にてたのもしく存候、当時小五郎ハ大ニ用られ国論なども取定候事書出候よしにて、ともにくよろこひ候事ニ御座候」と、木戸の復帰による長州藩の変化を喜んでゐるものの、西郷の来関については一切触れていない。坂本も土方発言だけでは確信を持てなかつた感は否めない。更に、前

述した蓑田新平・渋谷書簡（西郷宛、閏五月十四日）においても、西郷来関は全く触れられていなかった。推測の域を出ないが、土方が渋谷らにはその件を言及していないのかもしれない。

以上から、西郷・木戸会見は中岡と土方が勇み足的に計画して進めたものであり、確かに薩摩藩は岩国・吉川経幹を通して長州藩への接近を図りつつあったものの、長州藩そのものに対しては内訌後の情報にも乏しく、とても積極的にアプローチする段階ではなかった。ましてや、下関に西郷を送り込むことは憚れたであろう。一方、長州藩・木戸は薩摩藩との連携を模索し始めていただけに、大きな期待があったことは間違いない。

木戸は前述した越前藩士瓜生三寅との会見の席で、「大島吉之助兼而出長之約言有之候所、此度京師之一事急速二相追候故当所江は参り兼候趣、石川精之助從佐賀関当所江参り此事傳言致し、石川も良馬同道先々月常所出帆、先月迄ハ猶備前二申候由承候」と付言した。西郷は最初から来関の積りはなかったものの、木戸の立場や今後の薩長関係を慮って、そのような事由を中岡が考案した可能性を指摘しておきたい。³⁰⁾

しかし、薩摩藩との接触が宗藩として全くないこの段階で、西郷がいきなり藩内へ乗り込んでくることに対して、木戸が半信半疑であったことも想像に難くない。ましてや、そ

の情報源が五卿の従者に過ぎない土方であり、木戸が期待したことは事実であるが、どの程度この情報に信を置いていたかについては疑問である。なお、西郷に梯子を外された木戸が激怒したとされるが、これは土方の明治以降の後日談でしか確認できず、これもどこまでが事実であるかは断定できない。

2 長州藩の軍需品購入と薩摩藩の協力

2・1 井上・伊藤の周旋開始と海軍局の動向

長州藩にとって、抗幕姿勢を打ち出して割拠するためには、そして将来の第二次長州征伐に備えるためにも、武器・軍艦の獲得は喫緊の最重要な課題であった。ところで、幕府は武器については安政六年（一八五九）の開港当初より、諸藩が自由に購入することを許可していたが、文久三年（一八六三）七月以降は、これを事前の届け出制にしている。また、軍艦については、文久二年七月以降、諸藩の購入を許可したが、神奈川奉行・長崎奉行・箱館奉行経由による注文とした。幕府は諸藩の武器・軍艦の購入を認めていたが、いずれも結果として幕府の了解が常に必要であった。

抗幕姿勢を強める薩摩藩や長州藩などがこれを嫌い、いわゆる密貿易によって、幕府を通さずに軍需品を買い求めるこ

とになるのは元治期（一八六四〜六五）以降である。長州藩について一例を挙げれば、「山口藩廟記録³¹」には、元治元年十二月十八日、長州藩は「英国商船より銃器等を購入す」との記載がある。本件は幕府が掴んでいた数少ない確かな情報であり、実際には、アメリカ商人なども長州藩との密貿易に加わっていたことが、横浜居留地では公然の秘密となっていた。

また、慶応元年（一八六五）七月二日、オランダ総領事ファン・ポルスブルックは、同国商会の武器売り込みを紹介し、薩長両藩を含むいずれの藩かは不明であるものの、某藩からの注文のカノン砲が到着したことを幕府に報じた。そして、幕府が購入を希望すれば、幕府が手に入れられるように斡旋すると申し入れた。これに対し、幕府は謝絶し、諸藩に対する武器売り込みは条約違反であることを警告している。

さらに、同月九日には、幕府は米國代理公使ポートマンに対し、上海における長州藩の蒸気船の密売に関する取調書を送付し、これを本國政府に報告して、その船を購入した米國商人およびその関係者を処罰することを要求した。その船とは、下関事件で撃沈された壬戌丸のことで長州藩はそれを引き揚げ、慶応元年二月、大村益次郎を上海に派遣し、壬戌丸の売却とその利益による銃器購入を命じた。

この件は、幕府が第二次長州征伐に踏み切る理由に挙げているもので、極めて重要である。このように、幕府は通商条約の締結国に対して、条約の順守、つまり、幕府を経由しない諸藩との取引の厳禁を求めている。常に外国から、通商条約の不履行を責められていた幕府であったが、この時ばかりは立場が逆転し、しかも強硬であった。こうした中で、朝敵である長州藩が武器・軍艦を獲得することは、著しく困難な状況であった。なお、この時期に長州藩の武器購入の先頭に立っていたのは、博習堂兼赤間関応接掛であった大村である。³²

木戸孝允は帰藩早々の五月に建言書を認め、「器械其外御軍備之品元より俄に二州へ十分行とゞき候様、御手当被仰付候事は御六つヶ敷事に奉存候得共、迅速に御一定之御手当は御決議無之ては不相叶³³」と、至急の武備充実を訴えた。更に閏五月五日にも、藩要路に対して、「小銃も早速手に入候事無覚東、長崎に長きミネー千挺位は有之候敷之由、左候得は差向此分丈け御求に相成候而は如何哉、先日御決定に相成居候丈の分は相訛置候は、何れの日敷参り可申候、長崎有合の分丈けは御沸下けに相成候而も速にはけ可申敷と奉存候³⁴」と、先日決定した長装銃千挺の入手について、長崎で詭ることを提案した。

これに対し、要路は「小銃之事は此内村田蔵六（大村）よ

り青木群平其外迄申越候通、不取敢長装條銃千挺崎陽に於て御買入相度、其余之所も何卒早々御手に入候様是祈候³⁵⁾と、既に大村から、大島郡地下医・兵学寮都講試補である青木群平にその旨指示しているが、更に大至急、それ以上に入手したいと回答した。本件に関し、大村は「筒一件此間長岡精介へ相託し青木群平を長崎へ遣し、装条銃千挺丈け差当て取寄、尚又引統而買得可仕様申談相成候³⁶⁾」と、木戸に伝えている。

閏五月二十一日、中岡が来関し西郷の上方直行の報が齎されたが、木戸の「薩長両藩盟約に関する自叙³⁷⁾」によると、「大村益次郎を抜擢し軍事を改正せしむるの際にして、小銃一万余挺を買求するの要あり、因て坂本等に説くに、現状を以てし長州四境皆敵而して薩州天下の爲め我を容れんとすと云ふ、兄等の言果して真ならば薩名を借り小銃を長崎に求めんと欲す如何と、坂本等之れを諾す、終に井上聞多・伊藤俊輔を長崎に遣り小銃七千挺蒸気船一隻を買得したり」とある。西郷が来関しなかつたことは仕方ないとして、木戸は何とか武器の調達を図るべく、薩摩藩の名義貸しに期待し、坂本と中岡にその斡旋を依頼し、後事を井上・伊藤に依頼して二十七日に山口に戻った。

ところで、同日の伊藤書簡（前原一誠宛³⁸⁾）によると、「小銃御買入之儀最急務之事、且諸大夫其外諸土中とも、兵備御

精整相成候へは、余程不足と奉存候所、急に難相成事に付、従今日速に御買入之儀御決着相成、幾挺御入用と申事御取調可被下候、左すれば拙生、竊に上海香港邊迄罷越、買得仕可申候、無左候而は、とても手に入申手段無御候、何分之御決議相成、急速被仰越可被下候様奉願上候」と武器購入について、藩廟の早期許可を求めた。しかも、伊藤は国内での購入が困難であるとして、上海・香港まで渡航して入手する意向を示した。

また、大村は「尋常手銃之儀は和蘭え直に注文不仕候而は山背香港辺にはとても無之事と存候、依而尋常手銃は急速之間に相兼可申候」（木戸宛、閏五月十日³⁹⁾）と、香港あたりでも武器の購入は難しく、オランダに直接注文する必要性を強調しつつ、この状態での至急の入手は不可能であるとの見通しを述べている。以上から、長州藩では武器（銃）の調達については、外国に注文または出向いでも自ら成し遂げようとしている意思を確認でき、この後述べる伊藤の坂本への依頼内容と相俟って、木戸の自叙にある小銃購入のための薩摩藩への名義借りについては、軍艦の記憶違いであった可能性を指摘したい。

坂本らはその二日後の二十九日、下関を後にして上京を開始したが、伊藤書簡によると、「良馬、誠之助兩人上京之節彼の蒸気船買求之義及談判候所、何辺尽力仕候而被行候事に

候へは、良馬帰関可仕と約束仕置候」と、軍艦の購入での薩摩藩への名義借りを伊藤が依頼し、坂本と中岡慎太郎が承諾していることが確認できる。しかも、成功した場合は、坂本が下関に戻るとまで約束している。なお、「蒸気船買人に付名を借り候而相求候等之事は、狂介も至極同意仕居申候」と、奇兵隊軍監の山県狂介もそのことに全く同意していることが付記されている。薩長融和に反対する諸隊において、山県のみ終始前向きで、これ以降も伊藤らと歩調を合わせ続けた。

通説では、坂本らの上京は西郷から名義貸しの承諾を得ることであり、その周旋は成功したとされている¹⁰⁾。しかし、坂本らは伊藤の依頼の有無に拘らず、上京して長州藩の情勢探索の結果を西郷らに報告する意図があった。そもそも、こうした政治的判断を下せるのは島津久光を除いては小松帯刀しかおらず、薩摩藩の内情をよく知る坂本にとっては、本来であればまず掛け合う対象が小松であることは自明であった。しかし、小松は上京しておらず、まずは西郷にその可能性を打診しようとした程度と考える。

六月二十四日、坂本らは京都の薩摩藩邸で西郷と会見したが、その内容は不分明であり、その場で名義貸しの何らかの交渉があったのかも分からない。仮にあったとしても西郷が明確な回答ができなかったことは疑いが無い。そもそ

も、坂本が次に長州藩に向かうのは九月下旬であり、結果として、伊藤との約束を果たせていない。坂本らが本件で十分に周旋したとは考え難く、どの程度名義借りに対しての成算があったのか、かつ当初から本腰を入れて周旋する意思があったのかは甚だ疑問である。

長州藩の武器購入については、前述の通り、青木群平が長崎で英国商人グラバーと交渉していたが、埒が明かなかったため、木戸はグラバーに書簡を発して、その事由を質した。木戸書簡（政事堂宛、七月十三日¹¹⁾）によると、「幕より英国女王へも深く相頼越候趣も有之、定而將軍より直書も参り候歟之趣に相聞、必竟長州之妨をなし候事が第一之主意に而、兎も角も幕は條約を国に付如何とも難致依而於長州此後武器を相求候手段決而無之」と、將軍から英国女王に直接の働きかけ、つまり幕府による長州藩の武器購入への妨害があった。そして、長州藩が今後武器を購入することはできないと、グラバーから回答があったことを藩廟に伝えた。

一方で、グラバーは「長州公之御船に而上海邊へ参り御買得に相成候事は不苦、自然蒸汽船等にも無之候事に御坐候は、上海へ一兩人微行候而蒸汽船を御買得可被成、其節右船に御詠丈之小銃を密に積込候而御渡し申候儀は、いか様とも尽力可致」と、上海での軍艦・武器の購入の斡旋を提案した。木戸は軍艦・武器が購入できる見込みがない閉塞した

現状を打開するため、「兼而薩へ内々手を付け置候事も有之少々は趣之相分り候邊も有之候付、独断に而明日より聞多春輔兩人を崎陽に差遣し申し候、其都合九州邊周旋仕千慮萬考相尽し候上、終に手段無之時は微行之外策有之間敷と奉存候」と藩廟に申し伝えた。

これは、これまで内々薩摩藩に話を通していたこともあり、井上・伊藤を長崎に派遣し武器購入に尽力させ、万策尽きた場合は上海に渡航させて購入するしかないと独断専行した事後報告であった。焦燥感を募らせた木戸がグラバー提案に乗っかる形で、勇み足的に決断した一手であった。薩摩藩云々については、坂本・中岡を通じて軍艦購入に関わる名義貸しを薩摩藩に依頼していることを指しているが、坂本らの周旋状況が不分明な段階で派遣を決めたことになり、ここでも木戸の焦りを確認できよう。なお、当初から藩廟では、井上らが長崎の薩摩屋敷に向かうと捉えており、この件は散逸した木戸書簡（政事堂宛、七月十四日）に記載されていたものと考えられる。

井上らはたまたま京都から来関していた三条実美の従士楠本文吉を伴い、七月十六日に下関を出発、十七日に太宰府に到着して土方楠左衛門を訪ね、薩摩藩士への紹介を依頼した。土方の計らいで翌十八日には篠崎彦十郎・渋谷彦助と会談し、武器購入に長崎に赴くための薩摩藩の通行手形を依頼

したところ、長崎在番藩士である市来六左エ門宛の紹介状まで入手できた。しかし、薩摩藩士の同行については、少数しか大宰府にはいないとの事由から断られたが、その際、小松帯刀が長崎に滞在中であり、名義借りについては都合が良いとの言質を得たことから、武器だけでなく軍艦購入についても、井上らは自信を深めた。篠崎・渋谷は極めて好意的に井上らを迎えており、大宰府の在番藩士を始めとして、薩摩藩が薩長融和に向けて大いに積極的であることが窺え、井上らもそのことを肌で感じ取ることが可能であった。

そのためか、伊藤は「銃艦共買求之相談相決次第、金は從崎陽慥成町人にも差出可申候に付、此書相届次第金高凡十二万兩位之御手当当被成置、前広馬関迄御差出置被下候而、從崎陽一書差送次第何時も御渡相成候様奉願上候」と、武器・軍艦の購入を前提として、具体的な決済処理まで藩要路に依頼した。一方で、「此度は如何様之事有之候而も御違約不被下候様奉願候、薩州人え対し候而も自然違背仕候事出来候而は、僕等面皮は差置、国辱不可雪と奉存候、此段偏に御忘却不被下候様奉願候」と、名義借りによる購入に関して違約があつては、薩摩藩に対しても違約となり、取り返しがつかない国辱となると釘を刺している。これは、その後の海軍局からのクレームを想定していた可能性も否定できない。

この要請に対し、山田宇右衛門は木戸に対し、七月十四・

十六日書簡で井上らが、①薩摩藩への名義借りによって、長崎で武器（小銃）を購入すること、②長崎で購入すべき小銃がない場合、海外で購入すること、③薩摩藩への名義借りによって、軍艦を購入することの三点を認めていた。しかし、十八日書簡では一転して前言を取り消し、認めたのは①のみであり、②③は別途評決が必要である旨、申し伝えた。この方針転換について、文末に「蒸気船御買入之儀に付ては、海軍局より大に激論と相成候趣も有之候付、是又御含迄得貴意候」と、軍艦購入について、海軍局との間で何らかの大きなトラブルが発生していることを示唆している。山田は十九日にも念押しの手紙を發し、大至急、井上らに申し伝えるように依頼しており、予断を許さない事態に発展した。

海軍局としては、軍艦購入を既に再三藩廟に願ひ出ていたが、「是迄々々海軍局より申延候節は御銀御払底との御事」とされ、経済難を事由に断られてきた経緯があった。そのため、今回の藩廟の対応に対して、「他向より夷艦御買入之御窺等相濟せ候由、然所兼て被差置候海軍局之者共一圓不承知、実に驚愕之至如何之次第御座候哉、後來之心得も有之儀に付篤と被遂御詮議御沙汰可被下候事」と、猛烈なクレームを付けた。山田が態度を急転させたのは、海軍局の理屈が正論であり、かつその圧力に屈したからに他ならない。海軍局はユニオン号事件（別稿予定）でも藩廟に異論を唱えてお

り、結果として、薩長融合に対する長州藩内の抵抗勢力の一翼を担うことになる。

七月二十二日、藩廟は海軍局員の河野留之助・佐藤弥三左衛門の長崎派遣を決めたが、海軍局では「於馬関桂小五郎見切を以井上聞多伊藤春輔両人崎陽薩邸へ差越、銃舟御買入一條篤と御評議相成候所、蒸気船一艘裝條銃四千挺相添現金払切御買得之儀は、断然被差止との御事にて態と崎陽迄被差越候間、参着の上聞多春輔へ相對其由申聞せ以往御手煩無之様申談可被取計事」と、井上らの尽力を水泡に帰す内訓を河野らに下し、藩廟が認めている武器購入まで阻止しようという勢いであった。一方で、海軍局員が検分し、問題ない軍艦と判断できた場合に限り、購入することを認めており、海軍局といえども、軍艦購入の機会はほぼ絶望的であることを認識しており、背に腹は代えられない状況が窺える。

2・2 名義借り問題と薩長融和の促進

慶応元年七月十九日、井上聞多・伊藤俊輔は五脚に謁見し、再び楠本文吉を伴い長崎に向かい二十一日に到着、長崎在番の市来六左衛門を早速訪ねて事情を開陳し、小松帯刀との会見を実現した。偶然とは言え、薩摩藩の筆頭家老であり久光の唯一の名代的存在である小松が長崎に滞在していたことは、井上らにとってまさに驚くべき僥倖であった。この間

の事情を、伊藤は以下のように藩要路に伝えている。

井上らが武器購入に關連し、小松に名義借りを懇請したところ、「案外に都合宜敷参り、薩州買入之名前を以周旋致具候との事に相決、既に当節夷人えも及懸合、銃は殆不殘相調申候⁴⁷」と、名義借りに成功し、グラバーと交渉して武器(銃)はほぼ残らず手に入れることが叶った。そして、軍艦についても、「御買入相成候儀は必然御決着相成居候事と相考、只得其名候へは子細無之事に付、何卒買求候方略色々苦心仕候而、薩人えも急迫に談じ込依頼仕候所」、意外にも小松の同意を簡単に取り付けることができた。

この時、小松は井上らに向かつて、「固より於今日は唯吾藩之寸益にも相成候事に候へは、幕府へ之嫌疑等之事に更に眼を注ぎ候訳に無之故、いか様之事にても尽力可仕」と、長州藩への支持は薩摩藩のためでもあり、幕府の嫌疑などには見向きもせず、どのような尽力でもしたいと述べている。伊藤は「銃買求之儀も速に相運び候如く、毛頭嫌疑を厭ひ候様子も更に相見不申、後來之所も力之及候丈は相助可申」と、長州藩の銃購入が速やかに運ぶことに加担するにあたり、幕府の嫌疑を忌避する態度は全く見受けられず、今後も力の及ぶ限り、長州藩のために尽力する旨、小松が明言したと証言する。

そして、「即明後日より小松帯刀帰国、新助(井上)同行

蒸氣船にて一応鹿兒島迄参り候様相決申候、莊藏(伊藤)儀は当地に滞留、小銃不足等之始末を相着申候而、薩之蒸氣艦再び崎陽へ到来を待候而、銃を積込直様帰帆と相決申候」と、井上は小松に同道して鹿兒島まで行き、軍艦購入の周旋をすることにした。一方で、伊藤は長崎に残り銃の不足分の調達などに尽力し、井上が長崎に戻り次第、薩摩藩の軍艦に銃を積み込んで帰藩すると申し伝えた。

そして、「薩にてケ様に嫌疑を不厭尽力仕具候へは、幕府之忌諱に触候事いか計か被推察候事と奉存候、外藩にてさへ如此致周旋具候事に御坐候へは、諸賢台一応御評決之事再変仕候様相成候而は、実に今日之急に応候而已ならず、外藩へ対候而も国論一定之所はケ様と申候言葉も有之間布と奉存候」と、薩摩藩でさえ幕府の嫌疑を厭わずに尽力している。一方で、藩廟が動揺して決定を覆すようでは今日の緊急事態に対応できないのみならず、薩摩藩に対して確固たる藩論を明言できないと苦言を呈し、速やかに藩主の再度の購入許可の決済を求めており、井上らの只ならぬ焦燥感が窺える。

更に、「艦之儀は一旦薩人へも依頼仕候而略相決候儀、且後來之所も薩と御合一に御坐候へは、此方より余り動揺之言を不出方可然と奉存候間、何卒速に君土御伺、艦の御入用と御不用と申事を急速に御答奉願候」と、軍艦のことは小松の了解もほぼ得ており、今後も薩摩藩とは一体となつてことを

進めることになる。ついでには、長州藩からあまり動揺を来すことを言い出すべきではないとして、速やかに藩主の決済を受け、伊藤は繰り返し懇請している。

最後に、伊藤は「薩国論開国勤王に無之而は皇威回復は出来不申と挙国一決と承り及申候、会津杯と絶交議論異同に相成候儀は、只会之論は開国にして幕威を助る之論にて薩と相離候由、固より未だ信偽一々御氷解にも相成間布候へ共、僕等一見之所に於ては薩今日之国論毛頭国家之禍害に相成候訳更に有之間布と奉存候」と、薩摩藩は藩是を「開国勤王」に決しており、開国を唱えながらも幕府を扶助する会津藩とは絶交していると述べる。そして、完全に薩摩藩を信用すべきかについては一定の留保をしつつも、薩摩藩の藩是を国家に有益であると極めて高い評価をしている。

また伊藤は別途、木戸に書簡¹⁸を發して「薩は実に当節は幕府之嫌疑を受居申候、当節は小松崎陽に滞在、蒸気船四、五隻宛相舶居候に付、肥後人杯より長崎鎮台へ薩より長を助る為め小松当地滞在杯と上言仕候位、最薩にては区々之事に係海軍を盛にして武備を充実させる事而已に専力を尽申候」と、薩摩藩は幕府の嫌疑を受けており、肥後藩は長崎奉行に小松が長州藩を援助するために、長崎に滞在しているなどと注進しているが、薩摩藩の目的はあくまでも自藩の海軍興隆による武備充実であると伝える。なお、小松については、

「余程よき人物と賞居申候」と、極めて高い評価を与えた。¹⁹⁾

藩廟は伊藤・井上書簡（山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠・木戸宛、七月二十六日）に接し、また木戸から決断を求められたことも相俟つて、蒸気商船一隻・蒸気砲艦二隻の購入を決定した。前者は井上らが交渉中の木造船工ニオン号（その後、海軍局の藤井正之進・長嶺豊之進による点検後、購入することに決定）、後者は海軍局に命じてそれぞれ購入し、その費用は撫育金から捻出することとし、八月三日に藩主の裁可を得た。

藩廟の翻意の背景として、井上らが小松と接触した事実が大きく寄与している。小松は薩摩藩の筆頭家老であり、久光の名代とも言える存在であり、この間、岩国・吉川経幹を通じて対長州藩交渉を続けてきたが、宗藩との接触は皆無であった。長州藩にとつて、その小松と井上らにパイプができ、しかも名義借りに止まらず、幕府の嫌疑を顧みずに長州藩への援助を申し出たことに対し、望外な期待を寄せたことは間違いない。しかも、井上は小松に請われて鹿児島に向かつており、薩長融和に向けた雰囲気が俄然醸成されていた。七月二十一日の小松と井上・伊藤会談は、現実的な薩長融和に向けた嚆矢と言えよう。

八月一日、井上は小松と共に鹿児島に到着、その後二〇日間にわたって滞在したが、その間に桂久武・大久保一藏・伊

地知壮之丞らと会談し、これまでの両藩間の疎隔を融和し、皇国のために薩長連携が必要であるとの意見で一致した。そこで、井上は薩長融和に向けた使者を派遣することを薩摩藩に提案し、小松または大久保派遣の同意を得たとされる⁵⁰。しかし、後述の通り、小松らは乗船しておらず、これは井上に誤認があったか、小松らの予定に変更があったのか、何らかの齟齬が生じたことは否めない。結局のところ、薩摩藩側には幕府の嫌疑を冒してまで、その時点で長州藩に有力藩士が赴くメリットを感じなかったであろう。

この間の藩廟の動揺に嫌気がさしていた木戸は、萩で退隠することを願い出たが、銃の運搬で来関する薩摩藩士の対応は木戸以外には誰もできないと、藩要路に代わる代わる慰撫され、ようやく翻意して十一日に下関に至った。木戸は長州藩にとってなくてはならない外交官であり、特に薩長交渉といったハイレベルにおいては、唯一対応できる人材であったことが窺える。木戸は伊藤書簡（八月九日付）を落手したが、そこから薩摩藩船が銃を運ぶが、「其節は蒸気艦直様上阪仕候事故長滞難仕、尚小松帯刀、大久保市藏両人之中是非右船便にて上京可仕、且馬関へも多分立寄候而、御相對可被成御都合可相成候に付、其以前より関地へ御出浮被成下置候様奉願上候⁵¹」と、小銃運搬の薩摩戦艦には小松または大久保が乗船して来関し、購入候補のユニオン号も回航するとの情

報を得た。

木戸から小松ないし大久保の来訪の報告に接した山田や広沢らの藩要路は、国家にとって大幸と捉えて尋常でない喜びを露わにし、その接待を十二分にすることに意を用い、例えば進物の選択について、見苦しいほどの気遣いを示した。また、木戸に薩摩藩士の応接を求めると同時に、木造船点検のために海軍局の藤井・長嶺に加え、中島四郎も派遣するので、その際の取計いを委任した。

八月二十二日、井上は長崎に戻り、ミニエー銃約四千挺（ゲバール銃約三千挺は別送され十月三日に到着）を胡蝶丸および海門丸に積み込み、伊藤・近藤長次郎と共にユニオン号を含めた三隻で長崎を出発し、二十六日に下関に到着、井上のみ小銃を三田尻までそのまま運搬した。なお、グラバー本人もこの時にユニオン号に乗船して同行しており、伊藤と共に下関に滞在している。

木戸は藩廟に到着を知らせるとともに、海軍局がユニオン号購入に反対を唱え、また、薩長連携に関しても藩内に異論が存在したため、薩摩藩士応接の任を辞退することを申し出た。それに対し、山田・広沢はこの事態を陳謝し、井上・伊藤の尽力を称揚するとともに、ユニオン号は予定通り購入を目指すことを伝え、藩内の統制・融和を約束して協力を要請した。結局、木戸は馬関駐在応接方越荷方対州物産取組に任

じられ、下関での全権を担った。なお、高杉晋作も九月二十六日に同役を拝命し、かつ同日に木戸・高杉は海軍興隆掛の兼務を命じられた。兩名が下関において、軍艦購入・薩長融和の推進役を担うことになった。

井上は三田尻から下関に戻り、木戸・高杉らと協議して近藤の藩主毛利敬親への謁見を実現し、ユニオン号購入の実現を依頼することにした。木戸・井上は山口に近藤を伴って赴き、九月六日に敬親に謁見して情勢報告と共に近藤引見を進言し、七日に実現した。敬親はユニオン号購入への周旋を要請するとともに、この間の尽力に謝意を示して三所物を下賜した。また、本件に関与した小松・桂・大久保・伊地知・市来等の藩士や運搬関係者（艦長・士官・水夫等）に対して、贈答品を送った。

敬親が一介の浪人に過ぎない近藤を引見した事由であるが、その場にも立ち会った直目付柏村教馬は「薩藩上杉宗次郎被召出、御両殿様拝謁被仰付、薩国論被問召、御伝言之旨被仰含御自翰御託し被遊候、宗次郎へ三所物被下候事」（九月七日条）と日記に記しており、近藤は土佐藩浪士ではなく「薩摩藩士」と認識されていたことが前提となる。そして、この間の重責を果たしたことに對する労いであると同時に、今後の更なる周旋への期待からであった

さて、今回の薩摩藩からの名義借りによる武器の購入が薩

長融和にどれほど貢献したかについて、考察しておこう。木戸は小松・大久保が来関しなかったことに大いに失望し、山田に書簡を發して以下のように申し送った。薩摩藩は長州藩の推測とは大いに相違し、幕府の嫌疑を随分と厭っており、薩摩藩内部では基本的には長州藩を恨みに思う相手として捉えている。そして、「有志と申ものは其邊之所は大に氷解致し居、実に要路之所は愈々合体合力其着眼を所は中々容易之訳に無之、尋常之事に而は薩之足もとへもよりつかれ不申様可相成と懸念此事に御坐候」と、薩摩藩の有志はその点は氷解しているが、要路は薩長の合体・合力については容易に決断できずにおり、長州藩が薩摩藩の足元に寄り付くことも容易ではないと嘆じる。

木戸は続けて、今回も大いに嫌疑を恐れて銃を下関に陸揚げすることなく、三田尻まで回航している。しかも、「おも立候人物は一人も来り不申船将も誠に愚直なる人柄に而天下之形勢等は格別存不申」と、主立つ人物は一人も乗船しておらず、船長も愚直な人物で天下の形勢を論じられる器ではないと突き放す。このように、薩摩藩側には薩長融和の氣運がまだないと、極めて深甚な失望感を吐露している。

その一方で、長州藩には薩長融和に向けた大きな期待が存在した。大村は「此度小銃相求候に付ては薩と和する之好機会、小銃は御手に入り和は相調ひ」と捉え、小銃入手が薩長

融和に向けたまたとない機会と捉え、武器も手に入り一石二鳥であると、木戸に喜びを伝えた。また、薩長融和には慎重であった広沢は、「薩一件も不一次次第、執れ是迄之行掛も有之難相解者も不尠は尤之事、並彼藩正気之者之心を探候得ば、漸次一藩之氷解も可相調、何分老兄之御配意千々萬々御苦心之至奉存候⁵⁵」と薩長融和に大きな期待を寄せ、木戸の周旋に謝意を表した。また、山田は「小銃来着待兼居候所一統相競申候、尤政局のみならず御両国一統之人気も被想像申候⁵⁶」と銃の到着を歓迎し、薩長融和が政治レベルのみならず経済レベルでも促進することを期待している。

更に、藩主毛利敬親・広封父子は島津久光・茂久父子に対して、九月八日に礼状⁵⁷を送付し、両藩のこれまでの確執について、「千万御気毒之所奉存候⁵⁸」と心情を吐露した。そして、この間の長州藩は「先年来於征夷府対外夷候所置不行届よりして、人心之動揺二立到、乍恐朝廷御威徳も御衰傾二可及と相考、憂歎之余不顧微力致周旋候⁵⁹」と、幕府の外国との対応が不行届きとなり、人心が動揺して朝威も衰退したと考えて朝廷のために尽力した。しかし、「諸事齟齬多く、赤心も貫徹不致而已ならず、今日之場合二立到候次第、何共残念之事御座候⁶⁰」と何かにつけ齟齬も多く、忠誠心も貫徹できずに現在の状況に至って残念であると述べる。

続けて、「此度貴国江罷出候家来之者より御様子委細致承

知、万端及氷解候、於貴国勤王之御正義殊更御確守之由、実以欽慕之至候、皇国之御為無此上と乍陰欣躍致御依頼候⁶¹」と、井上から薩摩藩が勤王に殊更邁進する様子を窺った。この間のわだかまりは全て氷解して欽慕しているとし、一層の両藩の厚誼を依頼し、詳細は近藤より聞き取って欲しいと懇請した。今回の井上の鹿児島での厚遇に対する礼状という形式を取りながら、近藤に託されたユニオン号購入の斡旋を期待したものはあるが、長州藩主父子が薩摩藩主父子に欽慕するとまで述べて関係改善を持ちかけており、薩長両藩のトップレベルでの融和促進が図られた。

また、九月九日には「他国船入津締り方に付ては、追々厳重御沙汰相成居候所、此度薩州と御取結之趣有之御彼方蒸気船其外商船等追々可罷越に付、諸事手厚く取扱薪水其外欠乏の品買得申出候はゞ、売渡可申候此段心得の為め達被仰付候事⁶²」と触れ出ており、薩摩藩船への過度な気遣いを示している。今回の薩摩藩からの名義借りによる武器購入は、長州藩にとつては極めて重大事であり、これを契機に長州藩側からも歩み寄りが始まった。

確かに、形に現れた連携まで一氣に目指していた木戸にとつては、物足らなかつた嫌いがあり、また、両藩内では反対または慎重である勢力の存在が確認できた。しかし、長州藩にとつては抗幕姿勢を貫く雄藩との連携のまたとない好機

到来であり、薩摩藩にとっては秋波を送り続けた長州宗藩との交渉が可能となったことから、薩長融和は確実に大きく前進したと言えよう。

ところで、薩摩藩の名義貸しによる武器の購入において、亀山社中の功績が大きく取り上げられる傾向にある。これは坂本龍馬が西郷吉之助の了解を取り付けたという不確実な前提によるものである。前述の通り、事実である可能性は低く、そもそも、亀山社中は小松が長崎に行く際（六月二十六日長崎着）に購入船（海門丸）の運用のために同行した坂本以外のメンバーからなっており、実態としては小松配下の土佐藩脱藩浪士を中心とする一団を指す。彼らはこの段階では坂本とは一切関係がなく、薩摩藩・小松の庇護の下、「社中」と自らグルーピングしていたに過ぎない。彼らの一部は薩摩藩の海軍建設のため、この段階で薩摩藩から藩士として認められ、薩摩藩士として行動していたと考える⁶⁰。

彼らは「薩摩藩士」を名義借りして活動する井上・伊藤の身元保証を請け負うような援助をしている程度であり、実際の武器購入交渉は、井上らが直接グラバーと行っている。その中で近藤長次郎は異彩を放っており、事実上、社中の代表格として井上の鹿兒島行きに同行し、長州藩主にも謁見してユニオン号の斡旋を託されている。近藤は坂本とこの時点では同格であり、薩長融和に果たした役割を看過すべきではない。

い。

3 桂久武の上京と薩摩藩の動静

3・1 桂の上京目的―江戸藩邸引き上げ問題

慶応元年後半の中央政局は、長州再征を巡り幕薩関係が隘路に嵌まり込んでおり、幕府は薩摩藩への嫌疑を一層強めて探索網を張り巡らし、特に長州藩との連携を警戒した。情報の中には、薩摩藩士として活動する坂本龍馬の動向まで含まれた⁶¹。他方、一会桑勢力は度々会談を在京要路に申し入れるなど、薩摩藩との融和を図ろうと試みたり、閣老は越前藩・松平春嶽に依頼して薩摩藩を取り込む策略も施した。しかし、薩摩藩は長州再征には断固とした阻止行動を貫くなど抗幕姿勢を貫いており、それは通商条約の勅許問題においても同様であった。朝廷（廷臣）への過剰なまでの周旋活動や、越前藩・宇和島藩などの雄藩への働きかけは、幕府の嫌疑を助長することに繋がった。

薩摩藩は長州再征後に矛先を薩摩藩に向けるであろう幕府から、外交権を取り上げることによって、なし崩し的に廢幕に持ち込もうとの政略を秘していたが、当時の中央政局においては一会桑勢力の勢威は侮りがたく、しかも、それに癒着する朝廷に対する有効な手段を持ち得なかった。ついては、

中央政局から撤退し、鹿児島で割拠して富国強兵に邁進する方向性が打ち出されていた。しかしながら、長州再征問題などの重要案件が佳境に至り、中央政局から撤退することはなかなか叶わず、その藩是に沿った政治行動は取り難い情勢にあった。

この時期、小松帯刀・西郷吉之助・大久保一蔵の三人の中で、主として中央政局いたのは西郷であった。慶応元年後半を見た場合、六月末から九月初旬までの約二ヶ月は西郷一人が在京であり、九月中旬以降の長州再征・条約勅許といった難問は概して大坂に滞在し、在京の大久保と連携して抗幕活動を展開した。その後、西郷は島津久光の上京を促すために一旦鹿児島に帰り、小松と共に率兵上京し、以降は三人態勢で中央政局を切り回した。西郷は第一次長州征伐によって、自他共に認める薩摩藩を代表する人物となり、薩摩藩内でも身分上昇を着々と遂げており、元来独断専行的な行動を採る傾向を持ち合わせたが、更に拍車がかかる可能性があった。この点について、吉井友実書簡（大久保宛、四月三十日）で確認したい。

南洲兄事、暗時御国許ニ被召仕候方可然かと長蔵（税所篤）申談候訳ハ、此節之進発ハ於幕府是非威權回復之見込と被察候付、先生此地ニ在て尽力いたし候得は、一通二而ハ相済間敷、いつれ大事と引起可申、殊ニ嫌疑も大

二か、り居申事ニ御座候、乍去大挙して御振興之君意ニ被為在候得は、御先手ニ被召加御差出被遊候方可然奉存候へ共、何分暫時御見合相成度申合候、併御賢慮次第奉存候

これによると、吉井は税所と話し合い、西郷は国許に居ることが妥当であろうとの結論に達したとし、その事由として、幕府は將軍進発によつて是非ともその権威復活を果たす積りであり、西郷が在京して尽力するとやり過ぎてしまつて、いざれ大事を起すことは明白で幕府から重大な嫌疑をかけられる。よつて、西郷の上京は暫く見合わせて欲しいと申し送つており、西郷の良き理解者達からも危険視されていた。

十二月六日、家老桂久武は新たに家老に就いた岩下方平を始め、吉井・奈良原繁らを伴い鹿児島を出発し、長崎経由で十八日に上京した。その目的であるが、桂書簡（島津求馬・伊集院左中宛、十二月二十六日）の別啓として、「私事別段御伺モ不申上置候得共、先般撰海へ異船致渡来不容易御場合ニ付、早々被遊御上京、天氣御伺之御用意迄モ相成居候得共、速ニ致退帆候間、此節被差出御伺相成候筋ヲ以被仰上、可然申談既ニ今日相勤答ニ御座候」とある。

これによると、他の在藩家老には伝えていなかったとして、九月の外国艦隊の大坂湾闖入時、久光父子が天機伺いに

上京する手筈であったが、退帆が思いの外早かったため中止となった。そのため、この機会に桂が名代として天機を伺うことになり、本日務めを果たすと伝える。もちろん、天機伺い自体は重要な事象であり、桂は上首尾に任務遂行が叶ったため、藩邸の多数を招いて祝宴を開くなどしている。しかし、他の家老にも天機伺いの目的が周知されていないことから、桂の最も重要な上京目的は別に存在していたことになるが、同書簡において、桂は具体的にその内容について、以下の通り言及している。

被仰付候御趣意、早速打寄演舌イタシ候所、一統異論無之、恐入承知仕候間、此段御安心ノタメ、乍荒増申上候間、御聴ニ相達候儀共、宣敷御頼申上候、江戸表詰人数御引払ノ一条ハ、彼表事実貫徹不致候上、央ヨリマチノ二相成、其節関係ノ者ノ内罷下候得ハ、決テ御掛念ノ廉モ薄ク、御安心ニモ可相成候所、其篇ノ所行届兼、当方ニテ委敷承候得ハ、時機相当之様ニモ相聞得申候、此節上村休介罷下り候由、委細御届申上候半ト奉存候、当分過激ノ論モ成程一応ハ世上ノ議論ニ依テ、庄中ノ談ハ為有之筈ト被相考、壮士暴生ノ枝葉ニ涉リ候テハ、能キ事ノ様唱成シ候儀カト被察申候、有様ノ儀ハ折角念ヲ入御深慮ノ趣、一統万々恐入拜伏ニ御座候間、頓ト安心イタシ候

これによると、十二月二十日、桂は久光からの「御趣意」を藩邸にて藩士に伝達したところ、誰からも異存がなく恐れ入って承知したが、久光を早く安心させるためにこれから概要を伝えるので、お耳に入れて欲しいとして、改めて「御趣意」である「江戸表詰人数御引払ノ一条」の中止命令について言及した。桂は江戸藩邸人員の引き上げは、計画も徹底しておらず懸念に及ぶほどのことではなく、過激に見えるものの諸藩の事情を勘案すれば妥当なものであると理解を示した。また、「壮士暴生」、つまり意気盛んで過激な若い下級藩士が江戸藩邸人員の引き上げは良きことと唱えていることは推察でき、念を入れて説諭したので全員が深く恐れ入ったとして、非常に安心したと「御趣意」が徹底したことへの満足感を表明した。

ここで問題となった江戸藩邸人員の引き上げは、以前から鹿児島では問題視されており、西郷書簡（養田伝兵衛宛、十二月六日⁶⁴）によると、本件は「専ら私主張いたし候訳にて御座候」と、西郷が主導して進めていることを認めた。その上で、「決して果断杯と申す御扱いにては御座なく、時勢相当の御事、此の御方様より先に立って御始められ候様の訳なれば、御懸念の御事も御座あるべく候得共、各藩には後れ候事に御座候」と、決して思切った策でもなく、諸藩では先行して実施しており、薩摩藩はむしろ後手に回っていると主張

する。また、「天璋院様御方へ御情義において疎んぜさせられ候訳更にこれなく」と、天璋院を軽んじた策でないことも強調し、「只嫌疑を恐れ候迄に相成り申すべく」と、幕府からの嫌疑を恐れて江戸藩邸人員の引き上げを反対していると不満を漏らし、藩廟への取り成しを依頼した。

加えて、「私情を以て嫌疑説を唱え候ものもこれある向きに御座候、拝借等自由に相調い、随意の遊樓に面白がり、江戸へ行きたし念已まず、物議相起こり候事も少なからざるやに相聞こ得申し候間、必ず俗論に御沈み下され間敷」と、江戸藩邸では金銭も自由に拝借可能で、好き勝手に遊郭で遊べるため、江戸に行きたいといった個人的感情から嫌疑説を唱える藩士の存在を指摘する。そして、こうした俗論に拘泥すべきではないとし、今や「天下割拠の姿に相成り、いまだ戦を始めざる計りに御座候所、因循の説を以て諸方へ大いに費用を増し候儀、有眼のもの恥ずべき事には御座ある間敷や、実に無用を省き有用を事とする時節、小事に拘い、区々たるにはこれなき事と存じ奉り候」と戦闘がないだけの割拠状態にあるとし、冗費を省くべきであるとの持論を展開した。

こうした西郷の強硬路線に対し、江戸や京都から鹿児島に不平が齎されたことは事実であり、「御国許ヨリハ引取ノ下知ハ無之、何方ヨリ被仰渡候儀全く不相知、イツレ京都ヨリ被申越候半ト相考候所ニテ、不審不相晴模様ニ候」と、九月

に一部実施に移されたことに対し、十一月段階の鹿児島において不審を抱かれている。西郷の独断専行的な行為によって、藩廟からではなく京都から命令が出ていると認識され、常に西郷を注視していた久光にとっても、忌々しき事態と映ったことは間違いない。こうした国許の動向に対し、桂は西郷の身を案じて一旦鹿児島に連れ戻そうと考えるに至った。

桂から「御趣意」、すなわち「江戸表詰人数御引払ノ一条」の中止命令を聞き及んだ西郷は、「此の度桂大夫御登京に相成り、厚き思召しを以て御教諭の御事、実に恐れ入る次第に御座候、謹みて遵奉仕るべく候間、御安心成し下さるべく候」と素直に久光の意向に従う姿勢を示した。そもそも桂は、藩邸での説諭の前日十九日に「此暁西郷吉之助見舞ニテゆるく相咄候、御国許之事情、其外御内論之趣共得と及談合候所、能々合点有之候間、至て仕合ニ候」と、西郷に鹿児島 の状況や「御趣意」の内容や機微について懇切丁寧に説明し、久光の意向を尊奉するとの確約を西郷から得ていた。西郷は厳罰もあり得る自分が置かれている危うい状況を理解し、桂の助言に従い帰藩をこの段階で決意したことが窺われる。なお、西郷は桂から藩邸内対立問題も指摘されているが、この点は後述したい。

ところで、家近良樹氏は「久光は在京藩士が幕府を度外視

し、過激な言動に出ることをなによりも懸念（「御深慮」）し、それを阻止すべく教誡し、かつ自分の考えに従うことを強く求めた⁸⁸）ことが「御趣意」とするが、そもそも桂書簡（十二月六日）からはそこまでの事実を読み取ることはできず、筆者が解釈する本来の文意と齟齬を来す。大久保書簡（新納立夫宛書翰⁸⁹）においても、「其元引取一条も、余京師之論過激也と、少々御趣意ニ触候訳も有之」とあり、この「御趣意」は江戸藩邸人員の引き上げの中止命令であることは疑いない。

また、家近氏は「十月段階でも、久光は「軽拳無謀」を戒める教諭告を在京藩士に対して出していた」とされるが、根拠となった慶応元年十月二十日とされる市来六左衛門書簡⁹⁰は、実は慶応三年の誤謬である。更に家近氏は、西郷には武力討幕の意思があった可能性を指摘し、伊達宗城書簡の以下の部分を紹介する。

先日ハ不図吉井参候得共、救時之大策、僕着眼無之、貴
両賢公御所置敬承之末と申置候、近日頗暴論ニ西郷怒
罵化之由、尤被為於両明公、御依然持重ト心得候、尚御
容子密示被下度存上候

これによると、宗城は久光に対し、十月二日の吉井友実の急な来訪について、今の時勢に対応できるような大策などを眼で見るはずもなく、両賢公（久光・茂久父子）の対応を

承った後としたいと申し置いたことを伝えた上で、最近西郷が幕府の「暴論」に対して極めて怒り罵つていると注意を喚起する。しかし、父子は依然として西郷とは相違して自重していると思得ているが、内情を漏らして欲しいと懇請した。

この「暴論」について、家近氏は西郷が「拳兵路線に舵をとった」と解釈されているが、この段階で倒幕に舵を切ることはあり得ない。長州再征は実施されず、幕府は自然に瓦解するとの見通しを持っており、そもそも、西郷が久光の了解なくしてこのような過激な策謀を進めるはずがない。長州再征を強行しようとする幕府の「暴論」について、西郷は怒り心頭であり、最近幕府を見限るような過激な言動が目につくが、久光父子はそのような言説ではないと心得ていると読み取るのが妥当であろう。

なお、西郷自身が「暴論」を述べていると解釈する史料として、しばしば引用されるものが宮地正人氏によって紹介された池村邦則書簡（十二月二十六日付⁹¹）である。後述する分析の通り、留保すべき黒田の言説であるため、これをもって西郷の、ましてや薩摩藩の最高意思と判断することはできない。

以上の通り、この時期に西郷が倒幕路線を取るなどの過激な志向は待ち合わせておらず、よって、久光がそのことで西

郷を説諭することは無理がある。西郷は江戸藩邸人員の引き上げ問題では独断専行して久光の怒りを買ったものの、藩是を逸脱した過激な言動は見られない。とは言え、西郷は国元では明らかに危険視されていたことが窺える。

3・2 幕府の薩摩藩対応と京都藩邸内の対立

慶応元年十二月ころの中央政局は、長州再征を巡る幕府と薩摩藩の対立は小康状態となっており、薩摩藩は周旋活動を控えて状況を傍観する態度を示していた。十二月十九日に上京した桂久武によると、「御人数引取之儀、当分ニテハ日々変態イタシ、全ク見留モ付兼、当御邸只断然ト手ヲ引相守居候所ヨリ、各藩薩ノ動静ヲ伺ト言様ニテ」と、兵力の削減については、状況が日々目まぐるしく変わって全く予想もつかない。そのため、現在は藩邸に引きこもっているが、諸藩はこうした薩摩藩の動向を窺い、帰趨を決める様子であると述べる。

また、長州征伐については、「小藩タリ共少シモ不相応、大ニ策ヲ失シ、頻ニ一・会ヨリ無謀策ニ落サレ候トノ幕情ニテ、夫故一向幕府ノ奸策モ一円不被相行、布テ内乱ニ相及、既ニ一橋ヲ落付策モ良相立候様子、此未必ス混雜ヲ引起シ可申案中ニ御座候」と、幕府の意向通りに進んでいない状況であり、一會桑勢力に不信任を抱き、慶喜を陥れるために必ず

混乱が起きるのではないかとの見通しを述べた。加えて、後述する「過日柴田藤五郎ヨリ申出候趣モ有之」と、薩摩藩領日向都城の町家出身の旗本・柴田東五郎による周旋についても言及する。

閻老・一會桑勢力による現状打開を目指した薩摩藩への接近工作は、越前藩を通じての工作を軸に実行されていたが、「一橋へ小松家御召相成、又会津ヨリ頻ニ相会度杯、様々手ヲ廻シ、小松家ニハ先日取合相成候所、至極相喜ヒ、合掌シテ相謝候位カタク思ヒ合候得共、奸策ニモ無之、幕ハ勿論一・会迎ニ於テモ策ナフシテ、実ニ尽力ヲ願ヒ候形ニ相見得」と、慶喜による小松帯刀の召命に加え、会津藩も頻りに小松との面会を画策した。そして、小松が先日応じた際には至極歡喜し、合掌して謝辞を述べる有様であったが、しかし奸計ではなく、これらは幕府はもちろん一會桑勢力も策がなく、只々薩摩藩の尽力に期待しているようであると、幕府勢力の無策さを見下している。

更に、「御両殿様御上京テモ有之候得ハ、三代以前之旧制ニ復、大坂川口迄御出迎テモ相成、御信義ヲ御尽シノ治論相成居トノ説ニ御座候由」と、久光・茂久父子に対する破格の扱いの可能性まで示唆しており、幕府の薩摩藩への依頼、およびその背景にある警戒心を窺うことができる。そして、「其外小藩等ハ追々依頼之筋ニ御座候（略）夫故御人数ノ儀

ハ今暫時ハ見合置度、一統ノ吟味ニ御座候」と薩摩藩に依頼する小藩も多いとし、兵力の削減については、今暫く見合おせたいとの総意であることを明言した。

ところで、桂も言及した柴田東五郎を介した周旋について、当時の幕府・慶喜・薩摩藩の關係性を考察する上で重要であろう。具体的には、柴田から黒田清綱または内田正風と「天下之御為且御国之御為、一大事を御談話申度」と申し入れがあったため、黒田が下坂して十二月六・七日の両日、会見が行われた。柴田は「已前之幕役ニは色々浮説を信じ、御国を被疑候事も為有之由候得共、只今板倉・小笠原之両閣老ニ於てハ、更ニ其等之疑念は無之候間、何事ニても被仰立候筋は被行候様いたし度」と、両老中は薩摩藩に疑念はなくその意向に沿いたいとの小笠原家老・多賀長兵衛の意向を伝えた。

そもそも、將軍家進発は一會桑勢力より執拗に要請された結果であり、「朝廷之御廟議且諸藩之議論共被聞召、素より將軍家ニも寛典之思召ニ候所、一橋・会津只管議論を建」てたとする。そして、「此度長州を不攻屠候てハ、幕威益相衰、天下之号令も是限可相廢と之趣を以被激励、終ニ勅詔迄も申下し下坂を計り、將軍家をして進退ニ窮せしめ、而して一橋は京師ニ居留り、天下之怨言憤罵を尽く幕府江摺付、己れ独り譽を取之姦計」と、長州再征は一會桑勢力が仕組んだもの

とする。そして、將軍家を窮地に追い込み、慶喜は天下の怨嗟を免れて己一人が榮譽を恣にする魂胆であると、厳しく非難した。

こうした慶喜の姦計によって、「旗下之士一橋を惡む事最甚敷」、また「今之板倉・小笠原も表ニは一橋と合論之様相見得候得共、右は勢ひ不得已之次第」であると、両閣老の慶喜の勢威に圧される苦しい現状を吐露した。そして、長州征伐は「内々既ニ和解之意通もいたし有之候付穩ニ可相濟」と驚くべき樂觀論を述べ、慶喜については、「水戸江本家相統ニ可押込、當中之密議ニ候得共、彼人其儀承服いたす間散哉、万一承服無之時は、其侶ニ難被召置、自然其節は何様之異変到来可致哉も難計」と、水戸藩主に擁立するとし、万が一拒んだ場合は、慶喜に危害が及ぶことを示唆した。

柴田は続けて、薩摩藩についてはこれまでも慶喜に利する周旋をしており、「御国より一橋を御救助可有之哉と之懸念も有之由、一体御国之儀は、長州之事ニは勿論、外ニ何様足許ニ異変到来候ても、敢て御動キ無之、何方江も御荷担不被成御国論ニ候哉」と、昨今の薩摩藩の中立的な姿勢を詰つた。こうした柴田の発言を踏まえ、黒田は「幕橋の間大ニ相軋、既ニ争端をも開程之勢ひと被察、是か為ニ御国を味方ニ取込、後循ニいたし度方略ニ相違有御座間敷哉ニ奉存候」と慶喜と幕府本体には大きな軋轢が生じ、戦端を開きかねない

状態であり、薩摩藩を味方につけようとした魂胆であると断じた。

柴田の周旋について、西郷は実に馬鹿げたことだとして、「何も一橋へ打ち着せ、私の怨を薩を以て報ゆべき様の仕掛け、矢張奸謀相逃れ申す間敷、討つべきの道相立ち候わば、公然と義を唱え申すべき訳に御座候所、薩の怒を起させ候術策も計られざる事に御座候」と、すべてを慶喜の責任に転嫁していると断じる。しかし、公然と義を唱えて慶喜を討つようなことはせず、自分たちの怨みを磨り替えて、薩摩藩に怒りを起させ代わりに対所させようとする魂胆であると述べる。

また西郷は、幕府は「長州にも一橋の策にて再討の儀も相起こりたる抔と申し込み、是を以て相逃げ候かも知れざる事に御座候」と、長州再征は慶喜一個の策略であるとして、慶喜に責任を押し付けて長州征伐を打ち切るかも知れないと推断する。西郷も薩摩藩は動じることなく、柴田の周旋、幕府の策略をことごとく退ける発言をした。なお、本件はその後、黒田と多賀長兵衛との間で交渉を持つことになったが、長州藩処分最終決定の大詰め段階を迎えて進展しなかった。

ところで、江戸藩邸人員の引き上げ問題において、西郷はその独断専行的な手法に対して久光の怒りを買ひ、藩廟から

も嫌疑を受けており、桂としてはそんな西郷をできるだけ早く帰藩させようと企図した。その背景として、西郷に対する支持者と反対者の対立の存在が喧伝されていた。桂は十二月二十日に久光からの「御趣意」である江戸藩邸人員の引き上げを藩邸にて藩士に伝達したが、その前日の十九日、西郷と個別に会って「御国許之事情、其外御内諭之趣共得と及談合候所、能々合点有之候間、至て仕合二候」と日記に記しており、西郷の従順な態度に安堵している。

この時、西郷は桂から江戸藩邸人員の引き上げ問題で説論されたが、併せて、京都藩邸における対立問題を桂から指摘されていた。西郷にとつてはまさに寝耳に水であり、遺憾で承服し難い指摘であった。西郷は蓑田に対し、「邸中の役場両立の説も相聞こ得候由、驚き入る次第に御座候」と伝えるとともに、「其の辺の所は自然桂大夫より委敷御見聞の次第、御申し越しの筈と存じ奉り候に付き、態と弁解仕らず候間、宜敷御汲み取り下さるべく候」と、西郷自身は弁解をしない態度を示した。

こうした経緯は、側役の蓑田を通じて久光に伝わるため、西郷も自己弁護をあえて控えたのであろうが、もつとも桂による助言も見逃せない。この蓑田宛の書簡が発せられる前日の二十五日、桂は「西郷江立寄ゆるく相咄候、明日飛脚立二付能き程二申上越候様口合置候事」と、西郷に穏便な内容

の書簡を認めるように勧めている。西郷はそれに従い、久光からの江戸藩邸人員の引き上げの中止命令を全面的に尊奉し、京都藩邸における対立問題について否定はしたものの、個人的な弁解には及んでいない。

さて、京都藩邸における対立とは具体的にいかなるものであろうか。江戸藩邸人員の引き上げ問題に関する西郷支持者と反対者の対立であることは間違いない。西郷は自分の政略に自信を深めており、正義と信じた方針には例え相手が留守役であろうと、意に介せず自身のやり方を貫く傾向にあった。西郷は自覚がない中で、身分不相応なレベルまで様々な問題に容喙しており、その秩序を無視しがちな態度を問題視する上役の存在が指摘でき、西郷と彼らの意思疎通の悪さが窺える。

一例を挙げると、十二月八日に前年の禁門の変に関し、幕府から功賞として五千両を薩摩藩士に下賜するとの沙汰があった際、西郷は「片腹痛む訳に御座候、余り拙き策を用い候ものを茫切たる事に御座候、是を甘んじ候わば、君公の御賞賜は空敷ものと相成り、臣下の分相立たず、殊に諸藩へは何も沙汰なしにて、今更に褒美を受け候ては各藩の物笑いと相成り申すべく、小笠原・板倉両侯の人物、程が知れ申し候⁽⁸⁰⁾」と幕府を批判するとともに、それを承服すべきでないとの持論を展開する。

そして、この事態にあたり、西郷は「御断りの段は表通り御留守へ御達し相成り候に付き、何分御助言成し下され候て、拙策に陥らず名義相置き候所御周旋成し下さるべく候、御留守居杯は金がほしくて、阿放等敷と申さるる筈に候得共、後年に到りて損得相分かり申すべく候に付き、能く能く御理解成し下さるべく候」と、黒田清綱に留守居役（内田正風）に対する助言と斡旋を依頼している。この事実から、直接留守居役に意見することが叶わない、あるいはしても無駄であるとの西郷の認識が透けて見え、両者間の対立が窺われる。

また、前述の通り、西郷は江戸藩邸では金銭も自由に拝借可能で、好き勝手に遊郭で遊べるため、江戸に行きたいといった個人的感情から嫌疑説を唱える同僚藩士の存在も指摘したため、恨みを買っている可能性がある。加えて、西郷を慕ってその周辺に集まり、西郷の威を借りて傍若無人な振る舞いが目立つ若年藩士に対して嫌悪感を抱き、彼らを必ずしも制御しない西郷に対する不満を持った藩士もいたであろう。以上から、藩邸内に西郷を国許に讒訴する反西郷グループが存在しても不思議ではない。しかし、西郷には必ずしも藩邸が二手に分断されているとの認識はなく、また、反対派を取るに足らない存在と軽視していた。

一方で、西郷は小松と対立していたとする見方も存在す

る。岩下書簡（桂宛、慶応二年正月七日）⁽⁸⁾によると、以下の通りである。

御進退の事篤と勘考仕り申し候ところ、西郷召し連れられ候儀ハ其の通りにて、小松氏のところは是非御同行これ有りたく存じたてまつり候、御両君のところ御掛けへたて成され候ては、俗人疑惑ヲ起し候義のがれ難くござ候、先二も申し上げ候通り、兎角人々望みこれ有る事故、何と力派ヲ立て流言をなし、彼ヲ退けこれを進め候様の事ヲたくらむをば、油断成り兼ね申し候、それも初めは微細の事に候え共、終二ハ人心の向背も相かかわる大事の場にも至り申すべくと、甚だ以て心配つかまつり居り申し候間、申し上げる迄もこれ無く候え共、黙止し難く此の旨申し上げ置き候、返す返す御両君のところ外より伺いても、少しも隔意これ無く見え候ところ第一と存じたてまつり候

これによると、桂が西郷同伴で帰藩する意向について、小松を是非同行して欲しいと訴え、両者間を分け隔てしては疑惑を生じるとする。そして、派閥を形成して流言などを使い、抗争を始めることは必定で油断ならず、始めは微細なことでもついには取り返しが成らないレベルにまで至ってしまうとして、繰り返し小松・西郷の確執が起らないようにすることを懇請した。

また、二月八日書簡でも、岩下は「間隔これある様に間々噂も承り候間、決して左様に御座なく候、脇々より何様申し立て候ても、御両君の間を離間にはこれ無き事と弁じ置く事もこれ有り候」と、既に江戸では小松・西郷の確執の噂もあり、打ち消したと伝える。一方で、「決して少しの御隔意もこれ無き様の御所置第一と存じたてまつり候、万々一他より間隔あるなどと申す様なる事候てハ、両君のところハ実に御国家の柱石と存じ申し候間、御注意下されたく願いたてまつり候」と、決して少しの確執も生じないようにすることが第一であり、そのようなことにならないように、小松・西郷は薩摩藩の大黒柱なので注意して欲しいと、くどいほど桂に注意を喚起した。

そもそも、江戸藩邸人員の引き上げ問題に端を発する京都藩邸における対立は、小松が不在の中で生じた騒動であり、また、小松・西郷が同時に上京した以降も、両者間の対立の存在は確認できない。反西郷グループは、内田程度では西郷に対抗できないと思料し、小松を担ぐことよって対抗しようとしたのではないか。その雰囲気を感じた岩下は、薩摩藩の帰趨を担う小松・西郷の連係関係を何としても維持しようと考え、桂に対してこのような書簡を發したと考えたい。

4 坂本・黒田の派遣と長州藩の対応

4・1 坂本龍馬の二度の長州藩派遣

慶応元年九月、長州征伐の勅許阻止に失敗した在京薩摩藩要路であったが、あくまでも諸侯招集の実現に期待をかけていた。西郷吉之助・大久保一蔵・吉井友実らは西国雄藩の諸侯を京都に会同して、これによって再征を阻止し、合わせて通商条約の勅許問題の解決を図ることを議した。さしあたって、島津久光・松平春嶽・伊達宗城の上京を促すことにし、九月二十四日、大久保は福井、西郷は鹿児島、吉井は宇和島に手分けして出発した。

当然、ここに山内容堂が入ってしかるべきであるが、容堂の招請は見送られた。坂本龍馬が一時候補になった可能性があるものの、坂本は長州藩への使者となる。これは、坂本が然るべき使者と見なされなかったことであろうが、長州藩派遣が喫緊の課題となったため、見送られたと考える。その目的は率兵上京に関わる糧米借用にあったが、同時に、薩摩藩の再征勅許の阻止に奔走する動向を敢えて示すことによつて、長州宗藩への更なる接近を企図した点にあらう。

西郷は坂本を伴って大坂を出発し、二十九日上関に到着、そこで西郷と別れた坂本は十月三日に三田尻に到着し、

既知である小田村素太郎に邂逅して中央政局の政情を詳しく語り、西郷からの糧米借用という依頼内容を伝えた。小田村は芸州藩に赴く要件を取り止め、山口に坂本を同行して帰り、藩廟に報告すると同時に広沢真臣・松原音三に引き合わせた。この間の藩廟の対応について、直目付柏村数馬の日記（十月四日条⁸³）によつて確認したい。

早朝山田宇右衛門入来申候ハ、昨夜半小田村素太郎帰着、土佐藩坂本良馬^{マツマ}三田尻ニて相對申入候ハ、討長勅諭下り何共不相済次第、薩藩余程尽力仕候得共、差留義不相成候付、此上ハ薩州兵力を以諫争可仕と存、西郷吉之助蒸気船へ搭載帰国、再上之節、於馬関糧米借用之儀及御談置呉候様との事ニ付罷越候段、相咄候、良馬同道帰山之段、素太郎より其段入御念候との事ニ付、即刻林（良輔）方へ罷越右之趣相咄、直様高田御茶屋へ罷出、若殿様え申上候事

これによると、御用所役・手元役兼務の山田から、小田村が昨晩山口に戻つて坂本から聞いた話を伝聞した。その内容は、長州再征の勅諭が下されてしまったが、これに対して薩摩藩が余ほど尽力したものの、差し止めることができなかつた。よつて、この上は薩摩藩の兵力を背景にして争つても幕府を諫めるために、西郷が海路帰藩した上で率兵して再度上京することになった。その際に、下関において糧米を借用

できるように談判するため、坂本が派遣されて来たとして、小田村は坂本を伴い帰山したということで、柏村は直ちに直目付の林に伝え、その足で世子広封にその情報を齎した。

本情報に対し、藩廟は極めて敏速な対応を示した。山田らは下関在の木戸孝允に書簡を發し、坂本の來訪を告げて糧米手配について、「糧米談判之儀も有之候はゞ、當節は北條（瀬兵衛）氏幸ひ出関に可有之、被仰談御渡方相成候様御心配可被成候、馬関御有合も可有之自然不足にも有之候はゞ、北條氏取計にて吉田邊之分御取寄之道も可有之候、急遽之場成丈機會を不失候様御配慮是折申候」と、北條とも相談の上、至急確実に実行するように依頼した。

なお、追啓として「薩藩へ糧米渡方之儀本書委細申上候所、自然馬関御有合無之北條も未だ出関不致候節は差箇之儀も可有之に付、右之節は貴家より員數旁被仰越候はゞ急速積廻し為致候やう、御藏元役座より吉田御代官へ申越候間右様可被成御承知候」と、北條不在時の進め方まで指示しており、その用意周到さには驚きを禁じ得ない。そもそも、広沢らが坂本から直接話を聞く前に、既に藩要路は小田村からの伝聞のみで糧米提供を決定しており、広沢は坂本対面時に早くも承諾の旨、伝えている。

広沢はこの決定について、木戸に対し「此期に至り、他藩之助不助に不関決戦之所確乎不動勿論候得共、実に皇国紛乱

之際天朝之御為尽力仕候列藩は、薩は素より備芸筑等成り丈被相結置度御事と奉存候」と、他藩の助けがあるうとなかうと決戦の覚悟は不動である。しかし、実際に皇国内乱の際に朝廷のために尽力する列藩は、薩摩藩を始め備前・芸州藩等であり、これらの藩とはなるべく結びつきを持っておきたいと事由を述べた

坂本からの情報にここまで迅速に対応した背景として、坂本が齎した大久保書簡（九月二十三日、西郷宛）写しの存在が重要である。ここには、大久保による長州再征勅許に対する断固反対の周旋状況が記されているが、特に重要なのが、「非義之勅命二而、朝廷之大事ヲ思列藩一人も奉し候ハす、至当之筋を得天下万人御尤と奉存候而こそ勅命ト可申候得は、非義勅命ハ勅命ニ有らず候故、不可奉所以ニ御坐候」の部分である。天下万民が至当と判断しない勅許は非義の勅命であつて、諸藩は奉じないとまで切言しており、長州藩内においてもこの大久保書簡写しによつて、「非義勅命」といった文言があつという間に喧伝された様子が窺える。

例えば、坂本を同道した小田村は、「上国之模様浩歎之至、幕政虚焰を張り候は今日に始り候事にも無之不珍候得共、朝廷も御微力痛哭流涕之次第」と嘆じた上で、「只々非義之勅取返しと申儀如何にも差急候可然」と、再征を認めた非義の勅命の無効を訴える。そして、「此勅自然被相行候上は何分

朝廷之御失徳を宇内に暴露仕候姿に相成り、乍恐聖明之御威光にも疵附候事故、薩に而も存慮有之議に候は、急速効を奏候様為神州企望仕候」と、非義の勅命は朝廷にとつて拙いものであり、薩摩藩の尽力を大いに期待した。

また、当時藩内に居た但馬国養父郡（天領）浪士の北垣国道は「先生（木戸）御論之如く、以兵馬相待之策自此外無他奉存候、乍併世之形勢非義之勅に而列藩動き不申、彼愚策を数層相増候⁸⁸」と木戸が唱える割拠論しか術がなく、また非義の勅命では列藩は奉勅することなどあり得ず、幕府は愚策を増やし続けていると批判した。なお、北垣は「勅命朝に下り夕に変するは皇国之習」と、勅命そのものを有名無実なものとして評している。

更に十月八日、広沢は岩国領の山田右門を政事堂に招き、「此度薩州坂本良馬西郷吉之助同道上開迄罷下り直様三田尻江罷越候付、於彼所私相對別紙受取帰候二付及御達候間、此段岩国被仰達候様猶別紙之趣は極密之事二而、外御末家江は達し不致岩国様之義は不一ト通御配慮被遊格別之儀二付及御達候訳二而、何分極密之物ニ御座候段⁸⁹」と、薩摩藩土坂本が西郷と上関まで同行し、直ぐに三田尻まで来たため、そこで対応して別紙（大久保書簡写し）を受け取り山口に戻った。極秘の内容なため、その他末家には披見しないが、岩国にはこの間一方ならぬ周旋をいただき特別であるとして、大久保

書簡写しを岩国に齎すよう渡している。

このように、坂本が齎した長州再征の勅許の情報は瞬く間に長州藩内に伝播して、より一層の警戒感を煽り、武備充実への決意を掻き立てた。同時に、「非義勅命」を批判する大久保書簡写しによって、薩摩藩の周旋事情が判明したため、薩摩藩への信義の回復と周旋尽力への依頼が飛躍的に高まった。こうした機運は、薩長融和の向けた更なる一歩として位置付けられよう。

なお、粮米手配のその後の履行状況については、不分明な点が多いものの、井上聞多書簡（木戸宛⁹⁰）によると、「米千式百石入用之由、伊地知壯之丞より伝言」とあり、長崎在番の伊地知からの要望を伝えている。また、慶応二年（一八六六）三月二十五日の北条瀬兵衛書簡（木戸宛⁹¹）に以下の記載が確認でき、長州藩が尽力していることが判明する。

薩州渡米之義被仰下、関地には残米少も無之由、吉田、舟木辺も当年は如形御米払切及不足候位、中々急に繰合難相調候得共、丸に違約に相成候もいか、敷奉存候間、此内於吉田御手置米漸五百石程受込候分を其儘相渡候都合に申合手子之者一人為私方差出候間、右五百石にて当度は何分相済候様精々被仰入可被下候（略）外には一粒も差廻し候手段無之候、実は此五百石も極々難決之分操出し申候間、不悪御合可被下候

これによると、下関および周辺地域からも手配が難しく、何とか吉田で五百石を手配したのでこれで勘弁して欲しいと懇願している。長州藩は不作にも拘らず、なんとか薩摩藩の期待に沿えるよう、ぎりぎりの努力をしている様子が窺える。

さて、九月二十一日に長州再征の勅許を獲得した幕府であるが、ようやく十一月六日に至って、藩主毛利敬親・広封父子の伏罪に関して尋問するため、大目付永井尚志、目付戸川忠愛・松野孫八郎は大坂を発し、十六日に広島に到着した。十一月二十日、永井らは国泰寺において、長州藩使者宍戸備後助を尋問し、翌二十一日に尋問書を下付して答申を求めた。二十四日になって、宍戸は答弁書を提出して藩状を陳情すると同時に、再征の方針を非難して、藩を挙げて断固として屈しないとする姿勢を示した。

また、晦日には長州藩使者木梨彦右衛門および諸隊の代表である河瀬安四郎・井原小七郎・野村靖之助を国泰寺で同様に審問した。尋問内容は藩主が萩でなく山口に滞在していること、山口城を修理したこと、武器を外国商人から購入したこと、大坂まで使者を派遣しなかったことなど多岐にわたったものの、極めて穏便なやり取りに終始していた。永井は最初からその方針であったが、その後、一会桑勢力との齟齬を生じる要因となった。

十二月十一日に至り、永井は審問の終了を告げて宍戸・木梨らに帰藩を命じた。宍戸・木梨は引き続き広島に滞在して幕府の裁決を仰ぐことを許可され、河瀬ら諸隊代表は帰藩した。そして十六日に永井らは広島を出発し、翌十七日には大坂に帰著、十八日に大坂城に登城して札問の顛末を復命した。こうした中で、坂本の二回目の長州藩派遣がなされた。

坂本は十一月二十四日に大坂発、二十六日には上関に上陸し、下関に着いたのは十二月三日であった。その目的は、永井らの動向に関する情報収集および尋問を受けた長州藩の状況探索にあった。坂本は一緒に大坂を発った岩下方平・吉井友実と十二月十三日頃、上関で再会し、そのまま上京する積りであった。「桂久武日記」(十二月十三日条)によると、以下の通り、坂本とは落ち合うことはできなかった。

此日長門路通船、上之関江夜入四ッ過着帆、土州脱藩坂元江此辺にて自然可逢約諾有之由にて中津権右衛門・木藤市助上陸為致候所、近々此辺江参賦にて人馬手当之事も申参居候得共、未模様も不相分、下之関江桂小五郎滞在候間、彼之辺江参合候半歎申、何も子細も不相分、空敷帰船之由也

これによると、上関に午後十時頃に到着し、ここで坂本と会う約束があったので、中津らを上陸させたが、坂本は近々にこのあたりにやって来る積りで人馬の手当もしていたが、

未だ状況も分からない。下関に木戸が滞在しているため、そのあたりまで出向いているかも知れないが詳細は分からず、二名は虚しく帰船したとの記載が見られる。坂本が不在で永井らの動向や尋問を受けた長州藩の状況が分からなかったため、桂は翌十四日に上関在番の役人に尋ねたが、はっきりとした回答は得られず、「国中人氣死を決し、少も動揺之形無之、常之様鎮居、少しも遺憾なし」(十二月十四日条)と、藩内の臨戦態勢の雰囲気がかつた程度であった。

一方で坂本は、下関でユニオン号事件に巻き込まれて桂らとの合流は叶わなかったが、岩下・吉井宛に書簡を發して以下のように報告した。最初に、「私に非れはたれか上関迄出申候心積に候所、此頃御国より相廻り候船下の関に参候時節人なく、幸に黒田了介殿御出に候得共今少し御留りの儀故に無是非候、私とても了介殿御同伴上坂も致候」と、坂本自身は上関に戻れないので代理を探したところ、最近入港した薩摩船には知人が乗船しておらず、幸い黒田清隆が滞在中であったので依頼した。しかし、下関をまだ離れられないとのこと、了解して欲しいと告げ、黒田と共に上坂する積りであると告げた。そして、書簡の後半では、探索事情を以下の通り報告した。

芸永井主人か事は兼而長州の政府の論の如く相弁候所、永井曰く、然れば諸隊頭立候者に面会可致と、則諸隊頭

立候もの面会せり、案するに、永井は諸隊の者と政府の論と甚ことなり候心積也、故政府をたすけ諸隊を撃、或は諸隊を助けて政府を撃との論のよしなり、京よりみぶ浪人同伴にて帰り申候、長人は虎口をのかれしと大に笑合候、上下一和兵勢の盛なる、以長第一とすへく存申候、何れ近程にも上京御咄申上候

これによると、永井は藩政府と諸隊の離間策を採っており、いずれかに加担して長州藩を制圧する目論見であるとの認識を示し、同行した新選組の動向まで伝えた。その上で、長州藩は上下一致して兵威も盛んであり、やはり長州藩との連携を第一にすべきであるとし、詳細は上京後に話すと結んだ。坂本は薩摩藩士として、長州藩およびそれに付随する情報を藩要路に伝える重要な役割を継続して果たしており、長州藩にとっても、薩摩藩を頼る状況下では、極めて貴重なパイ役であった。薩長間の連携は、間違いなく坂本を弁にして推進されていた。

4・2 黒田清隆の派遣の実相

黒田清隆の長州藩への派遣(慶応元年十二月)について、これまで主として、西郷吉之助の指示により、薩長同盟の締結のため、木戸孝允を京都に誘引することが目的とされてきた。薩長同盟締結に向け、事実上の画期となった黒田派遣

について、そこに至る経緯については、派遣の沙汰書を始めとして、それに言及した書簡・日記等といった一次史料は管見の限り見当たらず、実際には不分明である。筆者は黒田派遣について、薩摩藩の藩命として、または西郷の個人的指示によって実行されたとする通説には疑問を禁じ得ない。まずは、黒田派遣が通説のような理解で問題がないのかについて考察したい。

そもそも、薩長同盟締結といった外交上の最も重要な事象について、その交渉をスタートさせる権限は久光・茂久父子にあり、それ以外では、せいぜい名代である筆頭家老の小松帯刀に限定される。とても西郷のみの裁量で実行することは叶わず、少なくとも小松ないしは在京家老の了承が必要であった。小松らにしても、これだけの重要事象であれば、久光の意向を確認してから行動を起こすと考えるのが妥当であろう。

当時の中央政局では、抗幕姿勢を鮮明にする薩摩藩は幕府から何かと深甚な嫌疑をかけられていたが、閥老や一會桑勢力が盛んに薩摩藩を取り込もうとアプローチを始めており、嫌疑を受けながらも薩摩藩への依頼が相当なレベルに達していた。こうした状況の中で、久光に黒田派遣の意向が京都から打診された形跡はない。一方で、藩として富国強兵を図って鹿児島に割拠することを優先するこの時点で、久光が積極

的に長州藩に対する、何らかの連携打診を命じることは考え難い。つまり、正規の藩ルートに則った黒田派遣の可能性は、極めて低いと認識せざるを得ない。

次に西郷の事情であるが、小松と共に率兵上京を果たしたのが十月二十五日であることから、西郷から黒田への指令があったとすると、それ以降で十一月中旬頃までとなる。西郷自身もこの間の政情を分析して、黒田派遣の直前である十一月十一日、長州再征の実行を強く疑問視し、幕府は自然と向こうから倒れるとする。そして、「自分の所一言発すれば、名分大義を明らかにし、義を以て立ち確乎として動かず、諸藩を圧倒いたし候姿もこれあり候、変に入る入らぬの境肝要の場合にて、至極謹慎を加え、評議を尽し候事共に御座候」と、泰然自若として大義名分を明らかにし、慎重に構えることを宣言していることは注目に値する。

更に、黒田上京の直前である慶応二年一月五日の段階でも、「全く愚弄せられ候姿にて、一段此の談判にて勢いを却って墜し候時機に御座候、迎も所置を立て候に付いても相当の儀は出来申す間敷、案に相違の向きに相伺われ申し候、幕府の見込み通り何も出来兼ね候様子に御座候、益諸藩は動き申さざる勢いに相成り、実に失謀の姿に御座候」と、前年十一月に広島に派遣された長州藩の罪状を質す札問使は全く愚弄された体で、幕威がかえって一段と落ちたとする。長州

藩の処分も幕府の見込通りには何もできず、諸藩も静観の態度を強め、失望の姿であると幕府を突き放した。この時期の西郷に、武力発動による抗幕姿勢を見ることはできず、薩長同盟締結のために黒田派遣を画策する必要性を感じているとは思えない。

加えて、西郷は久光の監視の目を意識せざるを得ず、そのような西郷が自分の立場を危うくしかねない黒田派遣を、しかも当時在京の小松を差置いて、独断で指示することもあり得ないと判断する。つまり、黒田派遣は正式な藩命も西郷の指示も存在しなかったと考えざるを得ない。そもそも、木戸到着後の会談で、西郷が藩命や自身の黒田への指示に則って、対応したような姿には到底思えない。ここに、黒田による独断専行による長州藩入りという可能性が俄然高まったと言えよう。黒田が木戸を伴って上京した際に脱藩の罪に問われなかったことから、黒田出奔後、西郷の尽力で長州藩探索といった任務が後付けされたのではなからうか。

ところで、黒田が木戸一行を従えて大坂に到着したのが一月七日である。この間、黒田の動向について触れた薩摩藩側の史料は管見の限り皆無である。黒田が薩長同盟締結という藩命を負っていた場合、ここまで言及がないことはあり得ないのではなからうか。また、西郷の指示であった場合、この間の西郷書簡において、全く黒田の動向に関心が向けられて

いないことは甚だ疑問である。西郷は親しい桂久武の上京時にも、黒田派遣には一切触れておらず、この点も不自然である。

次に、黒田到着時の状況について、大坂留守居役・木場伝内書簡（吉井友実・内田正風宛、包封に「西郷吉之助殿 大久保一蔵殿」とあり⁹⁶）によって確認したい。

黒田了介只今着坂、木戸貫治外五人同伴二而罷登申候、就右御殿内江被召置候様前以了介申越候得共、御殿内は差支内大客屋江手当申渡候得共、畳縁廻り等相損居候付浜一番宿江手当いたし今夜一泊二而乗船、手当出来次第川登之筈二御座候、尤差掛俄之義二而船手当急速出来兼明朝乗船二相成可申、左候而其御地二而は二本松御屋敷内御長屋江被召置候様被仰渡度申出候付、此等之段申上候間御披露可被下候、委細之儀は黒田了介可申上候以上、但伏見表手当向八御住屋守方江申遣置候

これによると、黒田一行の到着を在京要路に知らせるとともに、宿泊先を巡って混乱している状況が窺える。また、船の手配も急にはできないとしており、更に京都での居所も決まっておらず、黒田から前もって連絡があったとするが、この混乱ぶりから直前の連絡であったようで、黒田の帰坂時期や木戸を同行するといったことを予め想定していたとはとても思えない。大坂留守居役ですらこの程度の認識であり、黒

田の動向を全く把握できていない。

また、黒田清綱は七日に二通の書簡を大坂藩邸から西郷に発しているが、一通目は前述の柴田東五郎や閣老の動向についてであり、二通目はその後夜に認められているが、「今夕黒田了介帰坂、桂同伴いたし来たり候に付き、早速私にも見廻いたし置き申し候、勿論明早朝乗船、上京の筈に御座候⁹⁷」と記されている。つまり、黒田の帰坂を知ったのはまさに到着時であり、木戸の同伴を含め、予期せぬ出来事であったことが分かる。このことから、木場への連絡も大坂に着岸してからであったことが窺える。

更に、黒田清綱は「此の節は彼の方において、桂出国の儀大いに議論起り候由に御座候所、黒田頼りに尽力列れ来たり候由、尤も偏に貴兄の御論論に伏し、奮然衆議を破り出掛け候由」と、藩命には全く触れず、木戸の上京の決め手は西郷の内意であったとしている。また、黒田清隆自身も、「実に先生而已偏に相慕われ、此の節上国相成り申し候⁹⁸」としており、黒田が背負ったはずの藩命や西郷の命令について言及がなされておらず、木戸が一方的に西郷を慕い頼ったとも解釈可能な言い回しである。こうした黒田到着時の様々な実相は、黒田の独断専行による長州藩入りの証左の一つである。

なお、黒田は京都での薩長会談の終了後、木戸と共に大坂

を発して二月三日に山口に到着した。七日に至り、岩国藩士山田右門から「近来薩長御親睦ニ相成候へハ、最早岩国人中ニ立候ニも及間敷候得共、何ぞ御国之益ニ相成候廉も有之歟、或ハ薩州之都合宜敷儀有之か」と、薩摩藩と長州宗藩が親睦を深めている。については、最早岩国による両者の仲介は不要であるが、何か宗藩の役に立つことがあるか、または薩摩藩に都合が良いことがあるのかを尋ねられた。

しかし、黒田は「其邊ハ得斗不存、只々吉井之伝言承候計之事と相見、尤黒田之了簡ニハ長州江直ニハ案内難申事も有之ものニ候へハ何卒御差出被成度由」、回答したに止まった。つまり、黒田はこの程度のことすら要領を得ず、吉井からの伝言として薩摩藩邸への潜入を了解する旨を伝え、宗藩には言い難いこともあるので藩士を派遣して欲しいと述べている。この要領を得ない態度を見ても、黒田がこの間の薩長交渉を熟知し、かつ藩命によって一貫性を持って行動していたとは思えない。

では、黒田はなぜそのような行動に出たのであろうか。黒田本人が語ったものとして、前述の通り、しばしば引用されるのが宮地正人氏によつて紹介された以下の池村邦則書簡（十二月二十六日付⁹⁹）である。ここには、黒田から直に聞き出した木戸を京都に招請した事由が語られている。

さつ国の一人、さいこふ（西郷）某と申人、先頃より上

京、右さいこふより内意を請、此頃馬関へ被參滞留の由、黒田氏被申候二ハ、當時の折柄、水を脱し国事二尽力被成候段、赤心見届候間、不包打明し可申、右さいこふよりの内意と申ハ、長と心を一ツにして、さつ皇師二起り、会一橋を踏つふすへし、本国寺ハ定て橋二付へし、左候ハ、是も同様、それを機会として、防長二ヶ国より起り、其頃迄麥滞在なれハ、是も乗取手筈、高杉・桂（木戸）兩人のみ深事を計り被居候、近々桂氏ハ弊藩の舟二乗、内々上京、其上万事策略ヲはとこし候間（略）万一右策はつれ候節は、日枝（比叡山）へ御——座を奉写、其所ニて屯——と申事、倭武士の清き心、春花とともにも開可申事、楽悦致居候

これによると、西郷の内意は薩長融和を前提に、薩摩藩が京都で挙兵して一会桑勢力を倒し、水戸藩の本国寺党が慶喜に加担すればこれも倒すことを契機として、長州藩も挙兵し、この時点で將軍家が大阪に滞在している場合はこれも倒してしまう手筈である。このことを黒田から高杉晋作・木戸の兩名のみに打ち明け、近々木戸は薩摩藩船で内々に上京して西郷と万事策略を相談する予定である。また方が一、この挙兵計画が失敗した場合は、孝明天皇に比叡山まで動座いただくとしており、来春には薩長両藩による変事が起こりうるであろうと推察している。まさに、薩長両藩による挙兵に

よつて、上方の幕府勢力を挟み撃ちにする軍事計画である。

宮地氏は黒田の言説を無条件に支持するが、筆者は保留する立場を取らざるを得ない。そもそも、薩摩藩の薩長挙兵論はこの黒田の言説のみしか存在せず、西郷のこの間の言説から、このような過激な論をもつて黒田派遣を實行したとは考え難い。一方で、黒田の言説をすべて否定することにも慎重でありたい。一つの可能性として、西郷は自身を慕う在京・在坂藩士（西郷吉二郎・西郷信吾・川村純義・黒田清隆・桐野利秋・谷村小吉・大山巖・村田新八等）に対して、内輪の論としてこの過激な言説を明言していたのだろう。しかし、黒田はその内輪の西郷独特の言い回しを拡大解釈し、独断専行して長州藩に潜入したものと考える。

なお二月七日、黒田は岩国藩士山田右門に対し中央政局についても、以下のように述べている。

幕不條理之事而已二候へ共何分一会桑之勢強く、中々薩州之力ニも不及只今二而ハ何之方便も無之、只朝廷を守護之心懸而巳ニ罷居候所、其内幕之大嫌疑を請候、西郷之意ハ長州攘夷論事起り近來之形勢ニ立至候事二候へハ、長州周旋ハ勿論之事ニ而、まだ嫌疑之受様が足らぬと申物此儀ニ付而は、如何程嫌疑を受候而も不苦、若も幕兵薩邸江押寄候ハ、随分引受可申との決心也^前

これによると、幕府は不条理なことばかりしているもの

の、一会桑勢力の勢威が強く、薩摩藩の力では及び難く、現在にはなす術がなく朝廷を守護することに専心していたが、この間に幕府の嫌疑を受けてしまった。西郷の意向は、長州藩は攘夷論を唱えたことからこのような最近の形勢に陥ったものであり、長州藩のために周旋することはもちろんのこと、まだ幕府から受ける嫌疑は足りておらず、どれほどの嫌疑を今後受けても構わない。もし、薩摩藩邸に幕府軍が打ち寄せてきたら、迎え撃つ決心であるとしている。

黒田が前年に長州藩に潜入した時の薩長両藩による挙兵といった過激な言説は一気に影を潜め、その内容は大幅に後退して、むしろ現状ではどうすることもできないと吐露している。確かに、最後に幕府軍を迎え撃つといった威勢のいい言葉と並べてはいるものの、黒田のこの変化をどう説明をすべきだろうか。やはり、黒田は独断専行によって長州藩入りしたため、当初は威勢のいい言説を振りかざしてみたものの、帰京後は藩要路の方針に従って、大幅にトーンダウンしたものと捉えたい。

ところで、黒田がこうした長州藩潜入という行動を起こした背景として、若者を扇動するような、西郷の軽率とも取れる言動が他でも見ることができる。西郷が心を許す存在である黒田清綱への書簡（十二月十二日）^(註)には、「長州も義を以て立ち、理を尽して進むの勢は相見得ず、安全を計り候事か

と案外の仕合に御座候、異艦も再来致さざる由、頓と力を落し申し候、方祭にも得合わざる事かと、誠に慰しき事に罷り成り申し候」とある。

長州藩が幕府に対して義挙する姿勢を見せず、安全策を採ることは意外であるとし、また、外国船の摂海への再来もなると聞き及び、ほとほと力を落としたと嘆き、方祭（秋の収穫を祝い、近親者に御馳走する行事）にも有り付けず、誠に寂しい限りであるとしている。西郷のこうした乱世を期待するような素振りに、まだ二十五歳と若い黒田が過剰に反応したことは想像できる。また、黒田にとつて、西郷の期待に比べるとともに、一旗揚げて身分上昇を図りたいという野心があつても不思議ではない。黒田は既に九月には久光への上書を提出するなど、藩政参画への意欲を見せていた。

なお、岩国藩士山田右門は黒田と山口で会谈（二月七日）した印象として、「黒田は長州之情宜を承り、夫令芸州江罷越此度下向小笠原永井之応接承り直様上京報知之積二而、君命を受候儀二も無之真二脱走同様の由也」と記している。黒田の行動予定を列挙しながらも、その行動は君命を受けたものではなく、実に脱藩同様の所業であるとしており、この指摘は極めて重要であろう。黒田は日頃から自分の考えを基に、時に藩命を無視し、それを超えた行動をしていた事例である。こうした性向によって、黒田は独断専行による長州藩

入りを実行したと史料でき、この点にも留意すべきであろう。

更に、二月二十九日、岩国藩士藍谷鼎助は黒田と広島で会談した際、「尊藩分も御一人坂邸御一人八国元江御出被下、何分此度御奏聞通り二而ハ決し而人心折合兼候間、何卒乍此上尽力致し呉候様二と被仰越候ハ、小生之見込と御藩之被仰込と符合いたし、至極都合も宜敷相考申候此儀は如何可有之哉⁽⁶⁶⁾」と、岩国から大坂および鹿児島に一人ずつ藩士を派遣し、今回の長州藩処分⁽⁶⁶⁾の奏聞通りであれば人心の折り合いがつかないので、何卒尽力して欲しいと申し入れて欲しい。そうすれば、黒田自身と岩国の見込が一致して上首尾に運ぶと懇請された。

それに対し、藍谷は「其内坂邸江罷出候儀ハ、此迄之例も有之候へとも、御国江罷出候儀は如何之運ひ可然心哉」と、大坂藩邸への派遣は例があるが、鹿児島への派遣はどの様にするのかと黒田に尋ねたところ、「成程と暫相考、都合六ヶ敷と申訳無之候へとも、イヤ是ハ御止二而坂邸計二而石直敷」と、暫く考え込んだ末に、難しいわけではないが、大坂のみにしたいと方針を変えた。更に、「小生之差図二よつて御出と申分に而は不宜候間、真ニ尊藩分此度之御所置二而ハ折合兼候段を被仰越候分ニ、幾重も御聞取可被下」と、黒田の指図であることを秘匿して欲しいと繰り返し依頼するな

ど、藩論ではないその場限りの言動を繰り返している。

また、藍谷がこの件を宗藩の宍戸璣に相談したところ、「此儀重大之事件ニ候得ハ、了介一人之了簡を以周旋成就いたし候儀難計」と、これは重大案件であるため、黒田個人の料簡による周旋では成功するのは難しいと慎重な回答をしている。こうした事実からも、黒田が藩を代表して周旋しているとは考えられない。

総じて、黒田の長州藩への派遣は通説通りではなく、脱藩の罪に問われなかったものの、独断専行のいか八かの行動であった。こうした黒田の藩機構を逸脱した行為に対し、藩要路は最初から、あるいは混沌とした中央政局の舵取りに忙殺されて、意に介していなかった。しかし、黒田の突然の帰坂によって、しかも、長州藩の実力者である木戸を同伴した事実によって、事態は大きく転回し「小松・木戸覚書」（薩長同盟）に至る。しかし、このように薩摩藩側にとっては、この間の経緯は偶然の所産に過ぎず、後述する通り、薩摩藩にとつての「小松・木戸覚書」は長州藩に比して、必ずしも大きな意味を持つことはなかった。

4・3 木戸の上京と長州藩事情

黒田清隆が長州藩に潜入した経緯については、その日時・経路等、一切不分明である。確かに、既にこの段階では薩長

融和に向けた機運は醸成されつつあったが、黒田が単独で入国できたとは考え難く、手引きした者の存在があったはずであり、『防長回天史』^⑧では禁門の変で忠勇隊を率いた土佐藩脱藩浪士の池内蔵太（細川左馬之助）と推察している。史料上の制約から、池についてはその動向を詳らかにすることは叶わないが、坂本龍馬書簡（池家族宛、慶応二年正月二十日）^⑨には「又々こんとも海軍の修行」とあり、池が長州藩海軍局に属していることを示唆している。

また、慶応二年二月二日、長府藩士時田少輔は山口において岩国の藍谷鼎助に対し、「元来薩長御取結之儀ハ、本体ハ当時薩之客分土州浪土坂本良馬^{（マ）}と御本家江御留置之土州何某、姓名ハ不存由ニ而当時山口ニ而海軍局ニ居ル人也、公卿方付石川清之助（中岡慎太郎）等之議論ニ、何分斯く皇国危急之時少々之私怨ニ而薩長之大藩不和と申事ハ不相濟事故、是非周旋いたし御和順御取扱可致と申趣意、期せずして暗合いたし」と、薩長融和における土佐浪士の周旋活動を極めて高く評価している。この中で、「土州何某」としているのは池と比定でき、池が薩長融和の促進を目指し、黒田を同行したとしても不思議ではない。

さて、坂本は十二月三日に下関に到着しているが、黒田もほぼ同タイミングで来関したものと考ええる。黒田は到着早々から西郷吉之助の内意であるとして、木戸孝允・高杉晋

作・井上聞多らに木戸の上京を強く勧めたと思われる。一方で、後述の通り、井上は小松からも要請があったと藩廟に報告しているが、これは木戸上京を実現するため、敢えて付言したものと考える。藩廟を中心に、薩摩藩への嫌疑が薄らいでいたことも相俟って、木戸らはその申し出を受けることとし、藩内での合意形成に向けて迅速に動いた。

十二月九日、高杉は山県狂介・福田侠平に書簡を発し、「此度木戸貫治上国行之儀、於弟は無異論尤に奉存候間、老兄方へも追て御面話申上候に付御異議無之様奉願候、右周旋は井上委任に付御承知可被下候、（片野）十郎儀も外に急務も無之候は、受命候様奉願候」と、木戸上京について諸隊の同意を求めた。そして、本件は井上が推進の中心であると伝え、奇兵隊からは片野十郎を派遣するよう依頼した。木戸上京は既に議論が始まっており、しかも同行者の選定まで済ませている事実は注目に値する。黒田の来関が十二月の初旬であった証左である。

木戸らの計画は用意周到になされており、木戸単独での上京ではなく、奇兵隊など反対が見込まれる諸隊の代表を一行に加えようとした。木戸の上京を実現するための止むを得ない措置であり、木戸に対する目付の役割を果たすものであった。一方で、切羽詰まった中央政局の情勢理解を共有できるメリットも見込まれた。薩長融和がどうしても長州藩にとつ

て必要不可欠なものであることを、反対勢力の代表者に実地で理解させようと目論んだと考える。

井上は木戸上京の画策を任されたため、一気にこれを確定すべく十一日には山口に赴き、藩主毛利敬親に対して意見を具申した。「柏村日記」によると、「井上聞太從閔帰着、御前罷出申上候趣、薩州小松帯刀・大島吉之助其外より木戸貫治え相対、国事申談度事件も有之、上京仕候様申来候間、貫治被差登可然段、縷々申上候事」と、小松・西郷らが木戸と面談し国事について、つまり薩長連携について申し入れたこととがあるとして、木戸の上京を促してきた。ついては、是非とも木戸上京を実現すべきであると、繰り返し言上に及んだ。

一方で木戸は、十二日に「馬関より帰着（実際は九日）、御前罷出申上仕候事」と、井上同様に藩主に対して意見を述べ、十三日には「木戸貫治被召出、薩藩え示談旁上京之義、御説諭被遊候事」と、上京の上、薩摩藩と交渉に及ぶことが命じられた。しかし、木戸は決して、敬親から説諭を受けている。下関滞在時の木戸は上京に前向きであったが、その後、諸隊や一部要路といった藩内の強い反対意見に接し、躊躇を始めたことが窺える。中でも、藩廟の中心人物の一人でもあった前原一誠の反対は、木戸にとって難題であった。

十二月十三日、木戸は前原に書簡を発し、「東行（高杉）

春輔（伊藤俊輔）より申越候儀も有之、薩之所も一入手を付置不申而は往々手之伸ひかたき事も有之候歟を深く懸念仕候、い曲は明朝参上得と御相談仕御高意相窺可申と奉存候、左様御含置可被遺候」と、高杉・伊藤からの依頼もあるとし、薩摩藩との連携に今着手しておかなければ、この先実現は難しくなるであろうと見通しを述べる。そして、このことを深く懸念していると伝え、明日相談したいと要請した。木戸は前原の翻意を糧に、形勢の逆転を図ろうとした。

しかし、木戸は前原を説得できなかったようで、中村誠一・国貞直人宛書簡（十二月十九日）によると、「黒田一條後來之都合を懸念仕、種々前原氏にも申越兎角弟之趣主とは相違仕候、赤面無此心仕合に而、上国行は勿論諸君之御席へ連候も奉恐入候次第に而苦心此事に御坐候」と、黒田提案を受け入れないと今後の支障にもなることを前原に再三伝えた。しかし、前原は木戸に同意しなかったことを認め、このような展開を木戸は不徳の致すところとして、上京はもちろんのこと、今後は藩廟へも出仕しないことを仄めかした。木戸もこの段階では、上京を諦めざるを得ない心境であった。

また、木戸は「所詮外勤仕候気色も無之候間、何卒黒田之所程克御所致被成遣相応之不平も可有之候得共致し方も無之候、此余空敷相待せ候様なる訳に而尚更不相済候間、此段階了察被成遣呉々も可然御取計奉願上候、尚々本文之次第は被

仰合速に御所致奉願上候」と、自身の上京の可能性はないとして、決定を待つ黒田に対する措置を依頼した。黒田は不平であろうが仕方がなく、むしろ虚しく待たせ続けるわけには尚更いかないとして、速やかなる善処を繰り返し懇請した。

井上も木戸上京に向けた工作において、苦戦を強いられていた。井上書簡（木戸宛、十二月二十一日^⑩）によると、木戸上京に反対する御植隊総督の太田市之進（御堀耕助）と対立しており、太田は「死者え対し薩と合力同心は、是迄同有志之恥る所」と、これまで非業に斃れた同志に対して、薩摩藩との連携は恥じ入るところであると主張している。しかし、井上は「死者え対し和解不相成事ならば、古来より敵と和解は出来ぬ者と相定り可申候」と、死者と和解ができないのであれば、昔より敵と和解はできるはずがないと太田の説を退ける。

一方で、「とふも政府はずるく、大田之論は一人之潔白之様に而、弟杯之口を入候時節に無之、昨夜も後来之事杯相考へ候に、維持割拠富国強兵杯とは夢々不思寄、人心も面は合休候得とも銘々少々之私論相交り候様被相窺」と、藩廟は定見がないと歎じる。そして、太田の論が清廉潔白のようにもてはやされ、口をはさむ余地がないと悲観する。これでは長州藩の藩地割拠・富国強兵など夢物語に過ぎず、表面上は同論であっても、裏を返せばてんでんばらばらであるとし

て、「実に艫柁のなき船の如き故、自然之風浪に任せ候方却而宜、人為には六つヶ敷、最早御上京も御進め不申、篤と前後御考合可被成候、何も兼而御恩遇を蒙り候故、弟の見込丈陳述仕候」と、櫓のない船のようだと言及し、最早上京も諦めて今後の進退を熟考して欲しいとまで述べた。

加えて、「御上京に不相成節は、老兄も弟も黒田え甚以面皮無之故、改一同相揃ひ候而、此事は是非とも今日中え相答候様相成度奉存候」と黒田への対応について申し入れた。木戸上京が実現しなければ、木戸も井上も黒田に合わせる顔がなく、改めて揃って協議して方針を決定し、是非とも本日中に黒田に結果を知らせたいと懇請した。藩廟は上京を容認したものの、この間、反対勢力の存在によって木戸らは上京を諦めつつあったことが窺える。

しかし、この書簡が認められたまさに十二月二十一日、事態は急転直下を迎える。木戸らの要請を受け、藩廟は黒田対応を検討した結果、予定通り木戸上京を確認し、藩主より上方探索を名目に木戸に上京を命じた。長州宗藩はこの木戸の上京決定を、岩国を始めとする支藩には一切知らせない。この間、薩長融和に多大の貢献していた岩国領主吉川経幹に対しては、藩廟は細やかな気配りを示し続けていたが、決定の事後報告すらなされなかった。支藩から山口には政務員が派遣されており、報知することは可能であったがそれが

なされていないことは、今後は支藩に頼らず宗藩自体が薩長融和にあたる意思表示であり、宗藩にとつては面子をかけた極めて重要な政治的事象であったことが窺われる。

井上も周旋を再開しており、木戸宛書簡（十二月二十四日¹⁴）によると、「今日吉田迄参り山県へ相对片野之事相談仕候所、奇隊にも此人他出候と山県は一步も留主を明られ不申候由、実に引取れては困窮之体に御座候故、終軍太郎を相談仕候所、此人ならば差出可申との事に御座候、御望み通りに不参、嘸々御不平と相考へ候得とも、此人に而御折合可被成候」と、奇兵隊からは三好軍太郎の派遣が確定している。木戸は実務能力に長けた片野十郎を当初から同行者として期待していたが、実現していない。

十二月二十八日、木戸は品川弥二郎（御楯隊士）・三好軍太郎（奇兵隊士）・早川渡（遊撃隊士）・田中顕助（土佐浪士）を伴い、黒田と三田尻を出発し、慶応二年一月七日、大坂に到着した。急な到着であったため、船宿で一泊し、翌日には上京したが、伏見まで西郷・村田新八らが出迎えている。そして、西郷らに先導されて入京を果たし、西郷邸に落ち着いた。薩摩藩邸では人目に付きやすく、幕府の嫌疑を受けることにも繋がり、避けたものであるが、西郷邸は藩邸からも近く、かつ、西郷が目をかける黒田が起こした事態であり、木戸も西郷のみを慕っているとのことであったため、取

敢えず西郷邸に旅装を解いたものと考ええる。

ところで、「桂久武日記」（一月八日条¹⁵）には、「此日黒田了助長より帰り、木戸某同伴、伏見迄参候由にて西郷江参具候様申来、只今より参るとて御屋敷内にて行逢候て別れ候、此晚諏訪氏江ゆるく咄二参候様承候」とあり、藩邸内で会った西郷が慌ただしく伏見に向かう様子が窺える。また、西郷はその日、小松が藩邸に不在ということもあり、その晩に島津伊勢（諏訪甚六）に相談すると桂に伝えている。

なお、「尤海江田・奈良原・谷村江申来候との事故参候所、奈良原・谷村二ハ不参、吉井鳥渡参候、海江田二ハ参候也、及深更帰宿也」と、西郷は海江田武次・奈良原繁・谷村小吉にも招集をかけており、桂も参集したことが分かる。結局、海江田と吉井友実が加わり、具体的な内容は未詳であるが、後述の通り、木戸上京に関連して話し合いが持たれたのだろう。こうして、薩長融和に向けた薩摩藩と長州宗藩との折衝が開始される。

最後に、木戸の上洛目的について、家近良樹氏は「薩摩側が木戸の上洛を促したのは、「乙丑丸一件」での話し合いを求めているものであった¹⁶」としているが、その根拠として、前述の慶応二年二月二日、長府藩士時田少輔の岩国・藍谷鼎助に伝えた以下の情報¹⁷に求めている。

其後、薩分良馬¹⁸を以御本家江申入候二、近年来之参懸り

御互二怨も有之候へとも、最早御取結ニ相成候上ハ其向懸り候人々ハ互ニ氷解もいたし候へとも、在国之人々ハ未だ氷解と申場ニも難至ハ、何卒桂小五郎殿を以御使節と被成御、内々坂邸迄被差立候ハ、入々御相談も可仕、尚左様相成候得は、乍勝手国元之都合も宜敷候間乍失敬枉而此段御聞届被下候

これによると、ユニオン号事件（乙丑九一件）の解決後、ここ最近の薩長間の出来事によつて互いに怨みを持つており、もはや連携を始めたからには、解決に関わつた藩士たちはお互いに怨みは氷解したが、在国の藩士は未だに氷解とはいかない。ついでには、木戸を何卒使節とされて、内々に大坂まで派遣されれば、様々な相談もできて長州藩にとつても都合が良いので、失敬ながら枉げてこのことをお願いしたいと、薩摩藩は坂本をして長州宗藩に申し入れたと時田は述べている。この通り、この史料の内容からユニオン号事件の解決を目的としたと上京と解釈すること不可能である。

なお、時田は「始ハ小五郎も不同意、政府も御不折合之由ニ而、段々議論も有之由ニ候所、遂ニ小五郎を御遣相成、彌堅く御取結相調申候」と、当初は木戸も不同意であり、藩廟も意見の一致を見なかつたとしており、簡単に木戸上京が決していない状況を伝える。加えて、木戸が派遣され薩長連携がいよいよ固く結ばれたと、木戸上京の成果を高く評価して

いる。

そもそも、黒田が長州藩入りした慶応元年十二月初旬の段階で、ようやくユニオン号事件が勃発している。つまり、黒田が京都を出発したであろう十一月下旬には、事件そのものが存在せず、薩摩藩在京の要路、小松や西郷がユニオン号事件の解決を図るため、木戸の上京を求めて黒田を派遣したことはあり得ない。あくまでも黒田が述べた木戸の上京目的は、薩長連携に向けた在京要路との話し合いであった。

5 「小松・木戸覚書」の成立過程とその意義

5・1 木戸孝允の上京と薩長交渉

慶応二年一月八日、木戸孝允は入京して西郷吉之助邸に入った。その後、二十一日にいわゆる薩長同盟が締結されたとするが、これまで述べてきた新たな視点も交えながら、この二週間ほどの経緯について考察していきたい。その際に使用できる一次史料であるが、管見の限り、木戸書簡（坂本龍馬宛、正月二十三日）・吉川家史料（『吉川経幹周旋記』）・「桂久武日記」に限られる。本章では、できる限りこの一次史料をベースにしながら、「小松・木戸覚書」（薩長同盟）の成立過程や意義に迫りたい。

薩摩藩としては、木戸の上京は唐突なものであり、当初か

らその対応には苦慮したものと考える。長州藩を代表する木戸を、単なる情報探索を目的とした潜入として受け入れることは憚られ、西郷邸から島津久光の名代である家老小松帯刀邸（近衛家別邸）に居を変更し、そこでの政談に及んだ。当初の薩長交渉は、近々に幕府によって下される可能性が高い長州藩処分案の受け入れを勧める小松・西郷と、断固それを拒否する姿勢を崩さない木戸との応酬であった。この間の経緯については、吉川家史料にのみ記載があるため、これを使用して具体的なやり取りを確認したい。

岩国から情報探索のため薩摩藩大坂藩邸に派遣された用人長新兵衛、密用懸・大草終吉は、二月八日に京都から下坂した吉井友実・税所篤と面談し、西郷からの書簡を手交された。西郷は兩名から京都情勢を詳しく聞いて欲しいと伝え、「何ぞ御見込の筋も被被在候ハ、無御腹臆被仰聞被下度、自然弊藩より可相尽義ハ必傍観不致候付、其邊ハ御安心被下得と御熟談被成下度奉合掌候」と腹藏のない意見を求め、薩摩藩の周旋継続を約束し、繁忙で下坂できないことを詫びている。

長らは吉井から、小松・西郷は近衛家を訪ね、「長州御所置御寛大被仰出候様縷々致言上候得者、陽明家殿下等二も能御受込有之候、然二幕府決議言上二付朝議之節議奏方始公卿皆幕二詔ひ、幕論を主張し殿下陽明家両三卿之寛典論不被

行、遂二十萬石減地御退隠と決候段甚以御気毒之次第」と、長州藩処分が寛大になるように繰り返し言上したところ、近衛忠熙・忠房父子には良く理解いただいた。しかし、幕府から奏聞があると朝議は動揺し、出席者はござって幕論を主張して近衛父子らの寛典論は行われず、十萬石の削減・藩主の退隠が決定してしまい、甚だ気の毒であると告げられるなど、長州藩処分決議の次第を事細かに聞き及んだ。

吉井は続けて、「先達而木戸寛治上坂小松西郷面会之節、木戸申分二最早昨年之首級二而何も相済候と云て御所置遵奉之口氣無之候二付、西郷々今日先之を忍べ他日雲霧霽て御上京之節、共二嘆願致度事と申候へ共同意之色不見候由也」と、重要な情報を齎した。木戸は小松・西郷に対し、昨年の第一次長州征伐における三家老の処分で、長州藩処分は済んでいるとの認識を示した。一方、西郷は幕府の処分を忍んで受け入れることを懲慚し、後日、嫌疑が晴れて藩主が上京した際に協働して復権を嘆願する意思表示をしたものの、木戸は断固として同意しなかったことが開陳された。

この間、薩摩藩は長州再征に異議を唱えていたが、何らかの形で長州藩を処分することについては、必ずしも不同意ではなかった。あくまでも三家老の切腹は解兵条件であり、むしろ何らかの処分は当然であると考え、この点はその他諸侯とも共有した認識であった。但し、その内容はなるべく穏便

なもので、長州藩が飲めるものであることが前提であった。つまり、薩摩藩の長州藩に関わる寛典論とは、大義名分に乏しい長州再征には反対するものの、長州藩処分そのものを実行することは是としており、それは可能な限り軽い処分とすることを求めたものである。

薩摩藩はこの前提に立っており、藩を代表して西郷が第一次長州征伐に参謀格で加わっていたが、当初から三家老の切腹は解兵条件であり、別途処分が必要であるとの立場を堅持し、その道筋を立てることに尽力してきた経緯があった。一方、長州藩・木戸の立場は三家老の切腹は解兵条件のみならず、処分そのものであるというもので、長州再征どころか、今後長州藩を処分することすら不当であるとの認識であった。これは支藩を含めた長州藩全体が共有した方針であり、既に幕府との戦争も辞さないとする臨戦態勢の構築を急いでいた。こうした背景の下、木戸は頑として薩摩藩側の要求を拒絶したのは当然であろう。

確かに、長州征伐後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から、久光は藩地に割拠して、貿易の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指し、幕府から距離を置いて将来の戦闘に備えるという抗幕志向を明確にしていた。そのためには長州藩の存続が必須であり、連携パートナーとして最適ではあった。しかし、幕府の強い嫌疑の中で、これ以

上関係を悪化させてまでも、薩摩藩から長州藩に擦り寄る必要などなかった。更に、薩摩藩は幕府には長州再征を行うだけの武威を失っており、現実問題として、武力衝突を本心では望んでいないと踏んでいた。

つまり、形式的に面子さえ保てれば、幕府は長州再征を実行せずに、処分についてもなし崩し的に寛典に向かうものと考えた。薩摩藩としては、木戸の長州藩処分は既に完了しているという言い分を、了解するか否かが極めて重要な問題となった。こうした状況の中で、薩摩藩の態度が軟化する。まずは、吉川家史料における岩国藩士と木戸の面談内容によって、その状況を確認して見たい。

二月五日、岩国藩士山田右門は三日に山口に到着していた木戸と会談したが、「先年御出山之節西郷は御疑念二及間敷段御直二被仰上、其後御出山之節薩州とても信用過候は如何可有之哉之段是又御直二被仰上候、然二今度小五郎薩邸二而段々付相見候所、薩人ハ真正義二而一点之私心無之様相見候付、決而御疑念無之而可然」と、二転三転していた木戸の薩摩藩に対する評価が真の正義で一転の私心もないと頗る高評価で定まり、決して疑念を抱くべきではないと告げられた。そして、薩摩藩から切り出された今後の方針について、以下の通り確認した。

薩ハ今少し周旋可有之候へとも左様無之如何哉之段小五

郎薩江相迫候所、薩之答ニ此儀ハ極々真之内密ニ而洩し候積ニ而は無之候所、押詰られ無據洩らし候事ニ候、実ハ常時之勢逆も薩之力ニ及不申、此上ハ是非ニ不能幕長一戦ニ相成可申歟、争端開候而も半年一年ニ勝負決候様ニハ參申間敷、一戦ニ及候ハ、其節薩之言被行候と存込候段相答候由也、右一ヶ條は真之極密ニ候へとも、岩国様ハ此内以来之御統相も有之候ニ付不包申上候次第御座候間、必々御口外無之様ニと再三口を留相頼申候

これによると、木戸は長州再征の阻止に向けた薩摩藩の周旋に満足せず、藩主父子の官位復旧という長州藩の復権への周旋が行われていないことに不満を漏らし、薩摩藩に対して更なる尽力を強硬に迫った。薩摩藩側は極々内密の方針であり、当事者である長州藩にも洩らす積りはなかったが、木戸に押し切られたとして、現在の情勢では薩摩藩の力ではどうすることも叶わない。この上は、幕長戦争が勃発しても致し方ないとしながらも、戦争は半年や一年では決着がつかず、その間に薩摩藩の長州藩の復権への周旋が実を結ぶのではないかという見通しを示した。なお、木戸は岩国だけは特別であるので極秘情報を披露したと述べ、口外しないことを再三にわたって強く要請している。

一方、薩摩藩側にはこの間に木戸とどのような交渉をしたかについては、具体的な記録は一切存在していない。但し、

「桂久武日記」には、桂を中心とした在京要路の動向についての若干の記載があるため、そこから分かる交渉に関わりそうな事実を考察してみたい。前述の通り、一月八日に木戸上坂の一報が京都に到着し、西郷らが黒田清隆の要望を容れて伏見まで木戸一行を出迎えに向かった。取り敢えず、西郷邸に落ち着いた後、藩邸において西郷・島津伊勢・海江田武次・吉井友実には桂も加わり、木戸上京に関連して当面の善後策が話し合われた。

推測の域を出ないが、当日不在であった筆頭家老の小松帯刀邸に木戸を移し、主として西郷が小松と共に対応すること、当面の対応方針として、幕府による長州藩処分案の受け入れを進め、後日、嫌疑が晴れて長州藩主が上京した際、協働して復権を嘆願する意思表示をすることを申し合わせた。木戸がどの段階で小松邸に移動したかは不明であるが、小松がこの方針に同意した数日以内と考える。その後、桂は十日に朝彦親王、晃親王、近衛忠熙・忠房父子に年頭の挨拶および久光からの言上を伝えるなど、家老としての職務を果たしていた。

十一日に至り、「此朝黒田了助参候て長之事情等ゆるく相咄候也」と、黒田が桂を訪問し、この間の事情を詳細に説明した。翌十二日、「四ッ後（午前十時過ぎ）帯刀殿・西郷同伴にて見舞也、長の木戸某より箱入付鏝大小御贈候由にて

西郷氏持参也」と、小松が西郷を同伴して桂を訪ねた。この時、木戸対応について小松・桂・西郷の三者の間で、あくまでも木戸に対して長州藩処分を受諾を迫るのか、あるいは受諾拒否を前提に、藩主父子の官位復旧という長州藩の復権への周旋に同意するのか議論した。しかし、この段階ではまだ結論が出ず、桂が木戸に面会した上で、再度議論することになったのではないかと考える。

十四日、桂は「四ツ時分（午前十時頃）より小松家江参、ゆる／＼相咄、木戸某江初て逢ひ致挨拶候、夫より帰り二御屋敷江参、出殿いたし候所、最早退出後二相成、諏訪家江参、暫時相咄、夫より西郷氏江参る」と、小松邸に赴いて初めて木戸と対面し、時間をかけて小松も交えて国事について話し込んだ。その後、桂はわざわざ退庁した島津伊勢（諏訪甚六）および西郷の許を訪れている事実から判断して、小松・桂・木戸による三者会談を踏まえ、小松・桂は木戸の意向に沿うことを決定し、その考えを桂から伊勢・西郷に伝えたのだろう。

この時の判断として、島津久光の同意が得られるかが大きなポイントであった。幕府による処分を受け入れるか否かの最終判断は、当然ながら長州藩に帰するものであり、薩摩藩としては受け入れることを懲憑することしか叶わず、久光の意向如何に関わらない問題である。次に藩主父子の官位復旧

という長州藩の復権への周旋を開始することについては、小松・桂の間で慎重に検討されたであろう。しかし、長州藩をパートナーとして抗幕姿勢を貫き、廢幕を志向する薩摩藩にとつて、長州藩の復権に加担する程度のこととは既定路線からそう逸脱するものではなく、久光にとつても許容範囲であると判断したと考える。

なお、同日に「黒田嘉右衛門帰候由にて参居候間、暫時相咄候、夫より帰宿、七ツ過（午後四時過ぎ）諏訪氏見舞、海江田・奈良原二も同断、暫時にて皆被帰候」と、伊勢が海江田武次・奈良原繁を伴って、黒田清綱と面談後の桂を訪ねており、そこでも確認がなされたと考える。以上を踏まえ、薩摩藩要路と木戸との薩長連携に向けた国事会談は十八日に設定された。これは、この間に桂が「天気御伺勤首尾好相済候祝之心持にて相招」と天機伺いが無事に済んだことに対し、御礼のために在京藩士を二日に分けて招待し、大々的に祝賀会を開催したためであり、この予定の変更が難しかったため、十八日開催となったものであろう。

十八日、桂は「八ツ時分（午後二時頃）より小松家江、此日長の木戸江ゆる／＼取会度申入置候付、参候様にとの事故参候所、皆／＼大かね時分（午後五時頃）被参候、伊勢殿・西郷・大久保・吉井・奈良原也、深更迄相咄、国事段々咄合候事」と、夕方から深夜に及ぶ会談を行った。薩摩藩からは

小松・桂・島津伊勢・西郷・大久保・吉井・奈良原という、三家老を含む在京要路七名が参集しており、国事について議論が行われた。薩摩藩重役が居並ぶ中で、孤軍奮闘する木戸の心情に留意しておきたい。

ここでも木戸は、長州再征阻止に向けた薩摩藩の周旋に満足せず、藩主父子の官位復旧という長州藩の復権への周旋が行われていないことに不満を漏らし、薩摩藩に対して更なる尽力を強硬に迫ったであろう。ここで薩摩藩は既に決定していた方針に則り、長州藩が処分内容を拒否することを黙認し、長州藩主父子の官位復旧という長州藩の復権への周旋を薩摩藩が実行する方針を示した。そして、木戸と議論を深めて、二十三日に木戸が坂本に書き送った六箇条の内容を粗々十八日に決定したものと捉えたい。

なお、芳即正氏はこの時点で在京薩摩藩士が関心を持つ国事として、①諸外国の対薩嫌疑、②幕府の対薩疑惑、③幕府の長州対策の三点を挙げ、この日議された国事とは①であり、②③も含まれた可能性を指摘する。そのため、木戸は「待たされたあげくの貴重な機会での話題としては、「薩長両藩の間に関係するの談」に焦点が合わされていないもどかしさを感じられたろう」とするが、首肯できない。①②は、特に薩摩藩にしか関係がない①について、そもそも木戸の前でする話題ではあり得ない。また、③については、処分内容に

関して予想することは可能であるが、その議論もあまり意味をなさない。やはりここでは、薩長両藩に関わる国事が議論されたとするのが妥当であり、六箇条の内容のアウトラインが出来上がったと史料する。

そして、木戸としては、六箇条の内容を成文化して藩に持ち帰りたいとの意向が働いた。その事由は、十八日会談での長州藩からの出席者は木戸だけであり、この会談には木戸側に立つて証人となるべき人物がいないため、後日、約束が反故にされてもそれを立証し、反駁することは叶わない。また、藩廟に報告した際、口頭でのやり取りのみでは信憑性が著しく乏しく、木戸上京に反対した勢力からは信用されない可能性が高い。そして、今後木戸が藩廟の中心となるためにも、確固たる連携の証拠が必須であった。

しかし、薩摩藩側は木戸に押し切られて回答した体を探っているため、成文化を要求することは非現実的であった。加えて、薩摩藩側と調整の上で成文化した場合、木戸の思惑通りに内容が記述されるとは限らない可能性も十分にあり得た。そのタイミングでの坂本の登場は、木戸にとってこの上もない僥倖になった。

5・2 「小松・木戸覚書」の内容と意義

いわゆる薩長同盟は周知のとおり、慶応二年一月二十三日

に木戸孝允から坂本龍馬に送られた書簡に記された六箇条をもつて成立したとされる。坂本は一月十日に土佐浪士池内蔵太・新宮馬之助、長府藩士三吉慎蔵を伴い下関を發し、十八日に薩摩藩大坂藩邸に入り、十九日に伏見寺田屋に宿した。二十日夜、坂本は池・新宮と共に密に入京し、薩摩藩二本松邸に入った。そして、翌二十一日には小松邸に移り、通説ではその日に坂本の周旋によつて六箇条が、つまり薩長同盟が成立したとされる。

しかし、前節で述べた通り、十八日の会談でこの六箇条のアウトラインは成立しており、坂本の周旋によつて事態が進展した事実はない。一方で、木戸にとつてみると口頭での約束だけでは極めて不都合であり、何としても確固たる六箇条の証明を欲していた。そこに坂本が期せずして登場したことにより、木戸は坂本を政治的に利用することになるが、この間の経緯を確認したい。最初に、「桂久武日記」（一月二十日条）によると、以下の記載がある。

一、四ツ後出勤、此日御国元江大久保罷下候て爰許之事
 情言上仕候ハ可然哉ニ申談、廿一日出立申渡相成候
 事、

一、八ツ時分帰宅、昼飯相仕舞候て大久保江御国元江之
 言上之趣共、細申含置候事、

一、此晩長の木戸別盃致度候間、可參小松家より承候得

共、不気色放相断候、尤大久保氏にて西郷江逢候付
 相頼置候也

これによると、桂は午前十時頃藩邸に出勤し、大久保一蔵が帰藩して中央政局の事情を言上することが好ましいと申し合わせ、二十一日の出發を命じ、午後二時頃帰宅して昼食後、大久保の許に行き島津久光への言上内容を委細申し含めている。また、この晩に木戸の送別会が予定され、小松から出席の要請があつたが体調不良のため欠席としたが、大久保宅で西郷に會つたため、伝言を依頼している。大久保の帰藩事由について、桂書簡（島津求馬・蓑田伝兵衛宛、正月二十一日）^(註)に以下の記述がある。

ここ許格別相変り候儀もこれなく候え共、長州御所置結局の央ニテ、閣老辺たびたび大坂上下、既に内決の趣、奏聞のつもりニ御座候由、大坂と一会桑のところ異論相成り、朝廷の御裁断ヲ願ひたてまつるつもりニ御座候由、右の次第大久保一蔵まかり下り上げられ候つもりに御座候間（略）西郷の外へモ段々引き合い等モこれ有り、自分の機会ニテ其のままトフモ引き取り兼ね候模様ニ御座候間、暫時の間見合セ候ヲ然るべく申談シ、其のため一先一蔵差し越され、当方の形勢かつ右等の形行言上致し候ハ、御安心成し下さるべきやと申し談じ候間、左様御汲み得下さるべく候

これによると、中央政局は特段の変化もないとしながら、長州藩処分が決定するようで、老中板倉勝静・小笠原長行が京都（一会桑勢力）・大坂（幕府本体）間を行き来して内決し、奏聞する積りであると言われている。また、京都と大坂間でまともならず、朝廷の裁断を仰ぐとも言われているとし、その状況を大久保が帰藩して報告することになったと告げる。また、こうした状況下で西郷に対する外部からの接触も増えていることから、当分は西郷を連れて帰藩が叶わないとし、そのため大久保を帰藩させ、中央政局の状況や桂が復命すべき事柄を久光に言上すれば、安心されるだろうと小松らと相談したと申し送った。

桂が復命すべき事柄とは、京都留守居内田政風の兵庫開港の勅許反対の建言（慶応元年九月二十九日）が幕府から外国に漏れ、特にパークスから嫌疑を受けていたことについて、更にパークスの鹿児島訪問の希望を受け入れるか否かについて、長崎でのグラバーとの会談を基にした情報伝達と対応への分析結果であった。本件については、それ以前の一月十七日に鹿児島からの飛脚が到着し、十二月二十九日発信の桂・内田らの帰藩命令が齎されていた。

つまり、大久保の任務は十九日に老中が急遽上京し、実際には一会桑勢力に將軍家茂の裁断を伝えて内決した処分案を、二十二日に奏聞することになった緊迫した中央政局の状

況を伝えることが主任務であり、そこに桂が復命すべき薩英間の懸案事項が付加された。当然、木戸が上京した以降の様々な経緯も含まれたであろう。そして、二十一日、「谷村・奈良原・黒田嘉右衛門（清綱）・同了助（清隆）・大久保氏・得野良介・堀直太郎等出立候付見送候也」と桂に見送られ、木戸を伴って京都を出発している。大久保は処分案が勅許されることを前提に離京しており、その結果を大坂で確認した上で出発する手筈であった。

大久保らは二十五日に大坂を出発しているが、それまでに西郷から、二十二日に十萬石削減、藩主敬親を蟄居・隠居に世子広封を永蟄居に処すことなどが聴許されたことが報知された。なお、大久保は西郷に対し、「長州御所置一条奏聞相成り、伺い通り聞食させられ候由差し知れ候事ながら、遺憾の次第に御座候、兎も角是より乱に入り候外これある間舗候」と、処分案の勅許は想定内としながらも、この間の薩藩の周旋も無駄になり遺憾であるとする。そして、これより波乱の事態が起り得ると断言して、朝幕の対応を暗に批判した。

十九日の板倉・小笠原の二老中の上京は、直ちに在京薩摩藩士にキヤッチされ、大久保の帰藩が急遽決定を見たが、一方で、木戸においては、処分案の如何はさしたる重要事項ではなかった。既に十八日の会談で薩長融和に向けた六箇条の

アウトラインは成立しており、かつ、いかなる長州藩処分であつても、断固として拒否する姿勢が薩摩藩の了解を得ていることから、予定通り、木戸の送別会は二十日に小松邸で開催されたと考える。その翌二十一日、何としても確固たる六箇条の証明を欲していた木戸の許に坂本は現れた。

ところで、「小松・木戸覚書」(薩長同盟)の成立を二十二日とする説があるが、これは「坂本龍馬日記抄」に「廿二日木圭小西三氏会」の記述による。しかし、木戸が大坂まで薩摩藩士と別行動を採るとは思えない。また、少数数での移動は極めて危険であり、大久保・黒田と共に二十一日に京都を出発したと考えることが妥当で、翌二十二日に大坂に着いていることから、二十一日は伏見で宿泊したと考える。つまり、木戸が二十一日には離京していることから、二十二日説はあり得ない。芳即正氏は二十一日会谈では結論が出ず、二十二日に坂本の仲介によって同盟成立に漕ぎ着けたとする^②が、二十二日では木戸と大坂まで同行する薩摩藩士が不在である。

木戸は出発前の慌ただしい雰囲気の中で、運よく居合わせた小松・西郷、そして坂本の前で、十八日の会谈で成立した六箇条のアウトラインを確認しながら話し、確固たる六箇条にしたと考える。坂本は長州藩要路の一部には薩摩藩士として認識されており、昨春来の薩長融和に向けた動向におい

て、常に薩摩藩の使者として長州藩に派遣された人物であった。木戸にとつて、生粋の薩摩藩士から証拠を得られない中で、最善の選択が坂本を証人にするのであった。そして、木戸から坂本に送られた書簡に記されたことによつて、そして、その内容を坂本が確認したことを踏まえて、名実ともに六箇条が成立したことになる。

なお、坂本が会谈に加わるまで特段の国事の話はなされておらず、六箇条の成立は坂本の周旋であるとする見方が有力である。しかし、これまでの記述の通り、十八日に六箇条のアウトライン成立、二十一日に坂本を証人として六箇条の確認、二十三日に明文化されることによつて六箇条の確定と捉えたい。そもそも、木戸は坂本登場後、せいぜい半日ほどの間に六箇条の証明を獲得しなければならず、それ以前にアウトラインが成立していなければ、この短時間にこれだけの内容の了解事項が一から成立するのは不可能であろう。また、坂本が木戸・西郷間を周旋して「薩長同盟」を成し遂げたとする一次史料は存在せず、全て明治以降の創作に過ぎない^③。

次に六箇条に内容について、これまでも諸書によつて語り尽くされているが、筆者なりに若干の所見を条項ごとに述べたい。確認のため、以下に掲げる。

①戦と相成候時ハ、直様二千余之兵を急速差登し、只今在京之兵と合し、浪華へも千程ハ差置、京・坂両所を相固め候

事、

②戦自然も我勝利と相成候気鋒有之候とき、其節朝廷へ申上、屹度尽力之次第有之候との事、

③万一戦負色に有之候とも、一年や半年二決て潰滅致し候と申事ハ無之事ニ付、其間ニは必尽力之次第屹度有之候との事、

④是なりにて幕兵東帰せしときハ、屹度朝廷へ申上、直様冤罪ハ從朝廷御免に相成候都合ニ、屹度尽力との事、

⑤兵士をも上国之上、橋・会・桑等も如只今次第二て、勿体なくも朝廷を擁し奉り、正義を抗ミ、周旋尽力之道を相遮り候ときハ、終に及決戦候外無之との事、

⑥冤罪も御免之上ハ、双方誠心を以相合し、皇国之御為ニ碎身尽力仕候事ハ不及申、いづれ之道にしても、今日より双方皇国之御為皇威相暉き、御回復ニ立至り候を目途ニ誠心を尽し、屹度尽力可仕との事、

六箇条の主たるポイントは、長州藩が処分を受け入れないことを前提に、幕長戦争をも視野に入れた薩摩藩による長州藩（藩主父子）の復権を朝廷に周旋することを約束したものである。また、幕長戦争が開始されても、薩摩藩は中立を守って幕府側に立たないことも、言外に示している。全体として、薩摩藩の既定方針から外れておらず、久光から容易に事後承認を得ることができる内容となっている。

①では、薩摩藩兵の上京についてであるが、薩摩藩は朝廷守護を藩としており、幕長戦争が勃発した場合、多数の藩兵が御所を守るために派遣されたとしても不思議ではない。問題は兵数と考えるが、文久三年（一八六三）九月、八月十八日政変後の久光の率兵上京時は一五〇〇人であった。この際は、長州藩の率兵上京の可能性が念頭に置かれたが、今回は幕長戦争という緊急事態が実際に勃発したことを前提にしているため、必ずしも二〇〇〇という数が突出しているわけではない。つまり、薩摩藩の既定路線そのものである。

なお、上方にこれだけの兵力が存在することは、長州藩に有利に働くことは論を待たない。実際に会津藩は「薩人数多入京之段深疑念不審、若ハ長征列藩出張京師ノ空ヲ考不慮ノ一挙も難計ト深嫌疑」⁽¹⁴⁾していた。再征時にがら空きの京都で薩摩藩が挙兵することを恐れており、幕府軍の兵力を分散させる効果があった。薩摩藩の既定路線とは言え、長州藩にとつては大きな側面支援には相違なかった。木戸がこれを聞き出せたことは、極めて戦略上、有意義であった。

②③④では、幕長戦争で長州藩が勝利の場合、敗戦の場合、そもそも幕長戦争自体がない場合（幕府軍の東帰）の、長州藩復権に向けての薩摩藩の周旋活動の約束である。これまでも、薩摩藩は長州藩の寛典処分を唱えており、嫌疑が深まるとはいえ、それほどの負担ではない。更に、仮に結果が

伴わなくても、薩摩藩の瑕疵にはなり得ない。

⑤について、筆者は通説とは見解を異にする。これは現状維持の場合の薩摩藩の対応策である。つまり、幕府軍が上方に駐屯している状態で、一会桑勢力もこれまで通りに朝廷を傀儡にして、長州藩復権という正義に向けての薩摩藩の周旋活動を妨害した場合を想定しており、その場合はこれら幕府勢力と「決戦」するとした。このケースは、②から⑤の今後の事態予測の中で、最も可能性が低いものである。

幕府本体が現状の兵力を維持して長州再征をせずに、このまま上方に居続けることは財政的に困難であり、また、長期間の上方滞在には兵士は倦いており、そこに病気の蔓延も相俟って、士気は著しく低下している状況下では、現状維持は現実的ではない。つまり、「決戦」という語彙を使用しているものの、薩摩藩は実際に戦闘に至るとは微塵も感じておらず、リップサービスの出さない。

⑥では、薩摩藩の周旋活動が功を奏し、長州藩が復権した以降の両藩の方針を示しており、一致協力して皇国のために粉骨砕身して尽力することが謳われている。両藩による高次元な目標であるが非常に抽象的であり、王政復古を仄めかしているものの、これまでも唱えられてきた当たり障りのない内容で、六箇条をまとめるための付けだし程度の条項である。

以上、六箇条を検討したが、前述の通り、長州藩をパートナーとして抗幕姿勢を貫き、廢幕を志向する薩摩藩にとつて、長州藩の復権に加担する程度のことは既定路線から逸脱するものではなく、上方への出兵もまた然りである。そもそも、在京要路は幕府には戦意がなく、また戦闘能力も欠如していると判断しており、それは木戸との会談が終わった後も変わりにはなかった。

西郷は蓑田伝兵衛宛書簡(二月六日)^⑧において、「此の度は幕府においては、万万戦を始め候様子相見得申さず、此度の所置を申し付け候て、承服致さざる儀は相知れ居り候わん、定めて何とか上手に策を廻らし候事もこれあり候わんかと、申す訳に御座候」と、幕府が長州再征を実行することは万が一にもないと断言する。一方で、幕府も長州藩が処分内容を承服する可能性がないことは承知しているはずであり、今回の処分伝達は幕府に何か上策があつてのことであろうかと訝しんでいる。

このように、在京要路は久光にとつても、六箇条は許容範囲であると判断し、木戸と交渉したと考える。つまり、この六箇条は「同盟」「盟約」と称される程のレベルではなく、在京薩摩藩士のトップであり、かつ久光の名代的存在であった小松帯刀が、長州藩を代表して上京した木戸との間で交わした「小松・木戸覚書」とするのが妥当である。なお、「小

松・木戸覚書」が記載された木戸書簡について、それを受領した坂本は恐らく小松・西郷に披露して同意を求めたと考える。坂本個人が是非を判断できるはずもなく、小松らの了解を得たからこそ、坂本自身も「小松・木戸覚書」の重要性を認識していたと捉えたい。

なお、長州藩・木戸にとって、この「小松・木戸覚書」の存在は極めて重要であり、幕長戦争を遂行するための精神的な後ろ盾になり、これを成し遂げた木戸の政治権限の大幅な上昇を齎した。一方で薩摩藩にとっては、この段階ではそれほどまでの重要性をこの「小松・木戸覚書」に見出しはなかった。「小松・木戸覚書」は、その後の政治過程から逆算され、この段階が薩長融和の実質的な転換点と位置付けられたことから、極めて意義深い政治的事象に昇華したものであろう。

「小松・木戸覚書」成立時の意義としては、その過程で長州藩を代表する木戸がこれまでのように岩国・吉川経幹の仲介ではなく、薩摩藩の三家老（小松・桂・島津伊勢）および西郷・大久保・吉井といった藩要路と親しく議論したことにある。特に、筆頭家老であり久光の名代的存在であった小松と木戸が実際に会談し、両者にパイプができたことは薩長融和に向けて看過できない点である。⁽¹⁸⁾

また、「小松・木戸覚書」を機に、薩長間での人事交流が

始まったことにも留意すべきである。この直後から長州藩からは品川弥二郎らが薩摩藩の京都藩邸に潜入し、また、薩摩藩からは村田新八・川村純義がユニオン号の今後の対応を協議するために山口に派遣されるなどした。薩長間の人的交流は拡大していくが、こうした経緯が薩長融和を確固たるものにしたことは疑いない。

そして、十月十五日、薩摩藩から黒田清綱らが修交使節として長州藩主の許に派遣され、久光・茂久父子からの親書が奉呈され、その返礼として木戸が修好使節として薩摩藩に赴き、十一月二十九日、久光・茂久父子に謁見するなどの歓待を受けた。こうした藩主間レベルの修好の事実をもって、「小松・木戸覚書」による薩長連携は名実ともに同盟に昇華した。

おわりに

第一次長州征伐の直前から、薩摩藩・島津久光は長州征伐後の幕府の矛先が薩摩藩に向かうことへの警戒心から、藩地に割拠して貿易の振興や軍事改革・武備充実による富国強兵を目指した。そして、幕府から距離を置いて将来の戦闘に備えるという抗幕志向を明確にし、西国諸藩連合を構想して長州藩を最大のパートナーと位置付けた。慶応元年になると小

松帯刀を中心として慶応改革を實行したが、その中心政策は薩英戦争によつてほぼ壊滅した海軍の再建にあつた。そこで、坂本龍馬・近藤長次郎を始めとする土佐藩脱藩浪士グループを囲い込み、乗組員の不足解消を企図した。

該グループの中で、坂本は政治的資質の高さを買われて、薩摩藩士として長州宗藩とのパイプ役を任された。坂本は帰藩したばかりの木戸孝允との会談を實現し、薩摩藩の抗幕姿勢と長州藩との連携の意向を伝え、木戸の了解を得たことから、薩長融和に向けた動きが加速することになった。なお、この間に西郷吉之助の来関問題が生じたが、連携に向けての大きな支障が生じることはなかつた。

長州藩にとつて、来るべき幕長戦争に備えるためには武器・軍艦の獲得は喫緊の最重要課題であつたが、幕府の妨害によつて国内での調達には難しい状態にあつた。これを打破するため、木戸は薩摩藩の融和志向に期待し、独断で井上聞多・伊藤俊輔を長崎に派遣したところ、兩名は出張中の小松に邂逅する僥倖を得た。小松は薩摩藩の名義貸しを即決し、引き続き長州藩のために尽力することを約束した。当初、薩長融和に懐疑のであつた広沢真臣などの長州藩要路も、これ以降は薩摩藩との連携を最優先する態度を示した。

藩是に従い、薩摩藩は中央政局からの離脱を図ろうとしたが、將軍家の進発によつて幕府本体が上方に長期滞在し、長

州再征および通商条約の勅許を奏請したため、小松・西郷・大久保一蔵が揃つて帰藩することは叶わなかつた。薩摩藩を代表して、この難題に主としてあたつたのが一人で在京する期間が長かつた西郷だつた。西郷は元来から独断専行型であつたが、この間にも江戸藩邸人員の引き上げを独断で計画したため久光の嫌疑を受け、桂久武が計画中止の趣意を伝えるために上京するに至つた。

長州再征を阻止し、通商条約の勅許問題の解決に尽力する薩摩藩は、久光の率兵上京を企図するに至つたが、その際の糧米借用を長州藩に依頼するため坂本を派遣した。同時に薩摩藩の再征勅許の反対に奔走する動向を取上げて示すことによつて、長州宗藩への更なる接近を企図した。坂本が齎した長州再征の勅許の情報は、長州藩のより一層の警戒感を煽り、武備充実への決意を掻き立て、また、「非義勅命」を批判する大久保書簡写しは、長州藩の精神的支柱となり、薩長融和の気運が一気に醸成された。

長州再征の勅許を獲得した幕府は札問使を派遣したが、その動向に関する情報収集および尋問を受けた長州藩の状況探索のため、薩摩藩は再度坂本を長州藩に派遣した。同じタイミングで、木戸上京を企図した黒田清隆も長州藩に潜入していたが、黒田の派遣は藩命や西郷の内意ではなく、独断専行の行為であつた。黒田から要請を受けた木戸を含む多くの要

路は前向きに捉え、前原一誠らの強い反対にあつて時間を要したものの、木戸上京は決定を見た。

予期せぬ木戸の上京に対し、幕府は形式的に面子さえ保てれば長州再征を実行せず、処分についてもなし崩しの寛典に向かうものと考えていた薩摩藩は、木戸に幕府の処分受け入れを従へたものの、木戸の断固とした拒否にあつた。更に、木戸から藩主父子の官位復旧という長州藩の復権への周旋を迫られた薩摩藩は、小松の判断によりこれを受け入れたことから、「小松・木戸覚書」(六箇条)が成立した。この背景として、長州藩をパートナーとして抗幕姿勢を貫き、廃幕を志向する薩摩藩にとって、長州藩の復権に加担する程度のこととは既定路線から逸脱するものではないとの認識があつた。

本稿では、薩長融和に向けた坂本の周旋開始について、坂本は薩摩藩の意向に沿って薩摩藩士として活動を展開しており、これ以降の長州藩への派遣も小松・西郷の指示に基づくものであつたこと、また、西郷の来関問題については、当初から薩摩藩・西郷は下関を訪問する意思はなく時期尚早と捉えており、土方楠左衛門らによる勇み足的な計画であつたことを明らかにした。そして、長州藩の武器調達における薩摩藩の名義貸しについて、坂本の周旋および西郷の決断という通説を否定し、井上・伊藤からの要請を受けた小松による決

断であること、また、これを機に長州藩要路が慎重な態度を転換し、藩主父子から久光父子に關係改善を申し出るなど、一気に薩長融和に傾斜したことを指摘して、小松と井上・伊藤の会談および井上の鹿児島訪問を薩長融和の嚆矢と位置付けた。

桂の上京目的については、西郷が計画した江戸藩邸人員の引き上げの中止を申し渡すことにあつたこと、そもそも西郷に幕府に対する武力発動といった過激な戦略はなく、藩是を逸脱した過激な言動は見られないこと、この当時、京都藩邸内で西郷支持派と反対派が対立を深めていると鹿児島で認識されていたが、西郷にはその認識は全くなく、また、小松との対立の噂も喧伝されていたが、両者間に亀裂がないことを明確にした。併せて、坂本が長州藩に齎した「非義勅命」を批判する大久保書簡写しによって、薩摩藩の周旋事情が判明したことから長州藩は迅速に粮米提供を決定したこと、薩摩藩への信義の回復と周旋尽力への依頼が飛躍的に高まり、こうした機運は薩長融和の向けた更なる一步として位置付けられことを論じた。

そして、薩長同盟の画期となった黒田の長州藩派遣について、幕府の嫌疑を受けながらも、閻老や一会桑勢力から接近工作を受けていた薩摩藩が連携を打診するタイミングになつたこと、西郷は幕府瓦解を自然の成り行きと捉え、慎重

に構えることを明言しており、また、久光の監視の目を意識せざるを得ず、しかも、小松の存在を等閑視して黒田派遣を決定することは不可能であることを論証した。加えて、黒田の大坂到着時の上方要路の混乱ぶりや黒田の派遣前後の言動やその性向の分析から、藩命や西郷の指示を受けたものでなく、黒田の独断専行によるものであることを結論付けた。なお、黒田の判断の背景として、西郷の若者を扇動するような言説が存在したことを例示した。

木戸上京後の薩長交渉については、長州藩処分を受け入れを迫った薩摩藩が木戸の断固とした拒絶にあい、それを撤回して長州藩復権への周旋に同意した経緯を説明し、この決断は薩摩藩の既定路線からそう逸脱するものではなく、久光にとつても許容範囲であるとの小松の判断によつて実現したことを提示にした。また、「小松・木戸覚書」の成立について、坂本周旋説を否定し、薩長会談による六箇条のアウトライン成立、坂本を証人とした六箇条の確認、木戸書簡による明文化によつて六箇条が確定した経緯を明示し、また、内容の分析から「同盟」「盟約」と称される程のレベルではなく、久光の名代的存在である小松が長州藩を代表する木戸との間で交わした、「小松・木戸覚書」と呼称するのが妥当であることを提起した。

「小松・木戸覚書」は長州藩・木戸にとつて、その存在は

極めて重要であり、幕長戦争を遂行するための精神的な後ろ盾になり、これを成し遂げた木戸の政治権限の大幅な上昇を齎した。一方で、薩摩藩・小松はこれ以降、「小松・木戸覚書」の履行に意を用いることにも配慮せざるを得ず、薩摩藩においても、「小松・木戸覚書」は薩長融和の実質的なスタート地点に位置付けられるものであったことは間違いない。これ以降の藩士間交流を経た藩主間修好の事実をもつて、「小松・木戸覚書」による薩長連携は名実ともに同盟レベルに昇華し、この段階を濫觴として本格的に協働して幕府に対抗することになる。

註

(1) 拙稿「第一次長州征伐における薩摩藩―西郷吉之助の動向を中心に―」(『神田外語大学日本研究所紀要』第8号、二〇一六年)、一―二九頁参照

(2) 拙著『グローバル幕末史』(草思社、二〇一五年)、第九章「ロンドン薩長同盟」参照

(3) 薩長同盟以外にも薩長盟約等、様々に呼称されてきたが、本稿では「小松・木戸覚書」と命名した。また、必要に応じてこれまでの呼称を用いる場合、最もスタンダードと考える「薩長同盟」を採用した。なお、桐野作

人「再考 薩長同盟」(『歴史群像』一三七号、学研プレス、八二〜九二頁) 参照。

(4) 青山忠正「薩長盟約の成立とその背景」(『歴史学研究』五五七、一九八六年)・「明治維新と国家形成」(『二〇〇年』、芳即正『坂本龍馬と薩長同盟』(第一部「坂本龍馬と薩長同盟」、高城書房、一九九八年)、宮地正人『歴史のなかの『夜明け前』』(第六章「中津川国学者と薩長同盟」、吉川弘文館、二〇一五年)

(5) 家近良樹『西郷隆盛と幕末維新の政局』(第三章「薩長盟約と西郷隆盛」、ミネルヴァ書房、二〇一一年)

(6) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、十一月二十六日、立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』(以下『大久保』)三、マツノ書店、二〇〇八年復刻版、二〇六〜二〇八頁)

(7) 「前条蒸気船ヨリ便船ニテ差越候浪士ノ名前」(道島家記抄)(鹿兒島県維新史料編さん所『鹿兒島県史料(忠義公史料)』(以下『忠義』)三、鹿兒島県、昭和五十一年、史料番号六一七、七〇三〜七〇四頁)によると、二月十八日に大乘院坊中威光院に居所を置いたのは、「土佐 寺田信左衛門(家来一人)・上杉次郎・今野賀松 大郎・菅野覚兵衛、勝安房守家来 黒木小太郎、越後

長岡 鶴飼豊之進、讃州塩飽 萬次郎、長崎水夫 橋本 久大夫、伊豆 兼言、肥前 初三郎、伊豆 弥七・藤 八、奥州南部 惣七、越前機械小頭 野村才吉、越前 伊助、紀州 新古、武州 安吉」(原文ママ)とされる。

(8) 蓑田新平・渋谷彦介書簡(西郷吉之助宛、閏五月十四日、鹿兒島県歴史資料センター黎明館編『鹿兒島県史料(玉里島津家史料)』(以下『玉里』)四、鹿兒島県、平成七年、二五八〜三五九頁)

(9) 黒田清綱書簡(西郷吉之助宛、閏五月十二日、西郷隆盛全集編集委員会『西郷隆盛全集』(以下『西郷』)五、大和書房、昭和五十二年、一四二〜一四八頁)

(10) 時田少輔書簡(小田村素太郎宛、閏五月二日、『楳取家文書』一、東京大学出版会、昭和四十五年復刻、二九五〜二九六頁)

(11) 時田少輔書簡(木戸孝允宛、閏五月二日、木戸孝允関係文書研究会『木戸孝允関係文書』(以下『木戸文書』)4、東京大学出版会、二〇〇九年、五〇六頁)

(12) 木戸孝允書簡(時田少輔宛、閏五月三日、『木戸孝允文書』(以下『木戸』)二、東京大学出版会、昭和四十六年復刻、六三頁)

(13) 末松謙澄『防長回天史』(以下『防長』)七、マツノ書店、平成三年復刻、一九五頁

- (14) 註(11) 参照
- (15) 木戸孝允書簡(太田市之進宛、閏五月四日、『木戸』二、六三～六四頁)
- (16) 広沢真臣書簡(木戸孝允宛、五月二十八日、『防長』七、二〇五～二〇六頁)
- (17) 「従京都来候探索書等」(細川家編纂所『改訂肥後藩国事史料』六、昭和七年、二三頁)
- (18) 大久保一蔵書簡(五月十二日、伊地知壯之丞宛、『大久保利通文書』一、東京大学出版会、昭和四十二年復刻、二七五～二七七頁)
- (19) 西郷吉之助書簡(小松帯刀宛、閏五月五日、『西郷』二、五〇～五一頁)
- (20) 文部省維新史編纂事務局『維新史』四(昭和十六年、明治書院、三九八頁)等では、大久保の入説を受けて、その旨朝議決定したとするが、管見の限り、この間に朝議で議せられた形跡は見られない(勝田孫彌『大久保利通傳』上巻(マツノ書店、平成十六年復刻、六三九頁)では、朝議開催を十七日としているが、その日は非開催であった)。正親町三条実愛は將軍参内前日(閏五月二十一日)の大久保の訪問には居留守をしており、大久保の意向に添えていないことを窺わせる。
- (21) 大久保一蔵書簡(閏五月二十七日、小松帯刀宛、『大久保利通文書』一、二七八～二八二頁)
- (22) 岩下方平書簡(大久保一蔵・西郷吉之助宛、四月三十日、『大久保』二、一〇～一八頁)
- (23) 『回天実記』二、野史台維新史料叢書二十四、一九七二年復刻、八頁
- (24) 小松帯刀書簡(大久保一蔵宛、閏五月十五日、『大久保』三、二一六～二一七頁)
- (25) 坂本龍馬書簡(塩谷彦助宛、閏五月五日、『玉里』四、史料番号一三三四、二四七～二四八頁)によると、「岩下左兄(方平) 早々蒸気船を以て御国許ニ帰られ、今月十日頃ニハ西吉兄(西郷吉之助) 及小大夫(小松帯刀) など御同伴のよし承り候」とあり、土方久元は西郷のみでなく、小松も同道の上、下関に立寄ると話していることが分かる。長州藩側史料では西郷が単身来訪するように語られているが、これは長州征伐によって西郷の知名度が藩内で極めて高かった事情が反映したものであろう。また、土方の後日談においては、小松が早世したため、語られなかった可能性が高い。
- (26) 木戸孝允書簡(山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠宛、閏五月五日、『木戸』二、六五～六九頁)
- (27) 山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠書簡

(木戸孝允宛、閏五月九日、『防長』七、一九九～二〇〇頁)

(28) 『回天実記』二、十五頁

(29) 坂本龍馬書簡(渋谷彦助宛、閏五月五日、『玉里』

四、史料番号一三三四、二四七～二四八頁)

(30) 『吉川経幹周旋記』(以下『吉川』)三、東京大学出版

会、昭和四十五年復刻、三三三～三三四頁)によると、

六月八日に岩国御用人・目加田喜助が宗藩直目付・竹中織部から聞いた話として、以下が掲出されている。

西郷吉兵衛分馬関迄申越候は、近日之内馬関江参申候間其節何れそ出会呉候様申越候二付、早速桂小五郎馬関江罷出居待合候へとも不罷越、其後浪士壹人(中岡慎太郎)使ニ差越申述候ハ、兼而御相對之儀申入置候處先達而致出帆罷上候海上難船ニ而破損有之アメリカ飛船ニ助られ候へ共損所有之、一先致婦国取締之上致出帆候處彼是上国向も切迫ニ相成兼而之日積も有之立寄候而は期ニ後れ候付、無余儀直ニ致上坂申候尤周旋向之處ハ可成出精之積り有之候段口上ニ而申越候由

これによると、西郷から藩士との面会希望が出され木戸が馬関に派遣されたが、西郷の代わりに中岡が現れた。そして、西郷が乗船した船が海上で故障し、アメリカ

カ船にたまたま助けられたもの一旦帰藩し、再出発したが中央政局では切迫した事態もあるので今回はやむを得ず下関に立寄らないが、今後も周旋に励む所存であると西郷の口上を伝えたとする。事実がかなり歪曲されているが、当時からこうした言説がまかり通っていた事實は看過できない。

(31) 『大日本維新史料稿本マイクログル版集成』、東京大学出版会、一九九七年

(32) 内田伸編『大村益次郎史料』(マツノ書店、二〇〇〇年)、⑤応接場参照

(33) 「長藩行政・軍事の改革に関する建言書」(長州藩政府宛、慶応元年五月、『木戸』八、二二～二四頁)

(34) 木戸孝允書簡(山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠宛、閏五月五日、『木戸』二、六五～六九頁)

(35) 山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠書簡(木戸孝允宛、閏五月九日、『防長』七、一九九～二〇〇頁)

(36) 大村益次郎書簡(木戸孝允宛、閏五月十日、『木戸文書』2、二〇〇七年、二六六～二六七頁)

(37) 「薩長両藩盟約に関する自叙」(『木戸』八、一九七一年復刻、二〇四～二〇六頁)

- (38) 伊藤俊輔書簡(前原一誠宛、閏五月二十七日、妻木忠太『前原一誠傳』、マツノ書店、一九八五年復刻、二四八頁)
- (39) 大村益次郎書簡(木戸孝允宛、閏五月十日、『木戸文書』2、二六六～二六七頁)
- (40) 例えば、高橋秀直『幕末維新の政治と天皇』(第五章「薩長同盟の成立」、吉川弘文館、二〇〇七年、二八四頁)等。
- (41) 木戸孝允書簡(政事堂宛、七月十三日、『木戸』二、八四～八七頁)
- (42) 伊藤俊輔(井上聞多連名)書簡(山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠・木戸孝允宛、七月十九日、『木戸文書』1、二〇〇五年、二〇九～二一〇頁)
- (43) 山田宇右衛門書簡(木戸孝允宛、七月十八日、『防長』七、二八二～二八三頁)
- (44) 大村益次郎書簡(木戸孝允宛、日付未詳、『大村益次郎史料』、三六二～三六四頁)
- (45) 海軍局質問書(日付未詳、『防長』七、二八七頁)
- (46) 海軍局申含之覚(日付未詳、『防長』七、二八八～二八九頁)
- (47) 伊藤俊輔(井上聞多連名)書簡(山田宇右衛門・兼重讓藏・広沢真臣・前原一誠・木戸孝允宛、七月二十六日、『木戸文書』1、二一〇～二一一頁)
- (48) 伊藤俊輔(井上聞多連名)書簡(木戸孝允宛、七月十九日、『木戸文書』1、二二三～二二五頁)
- (49) 『回天実記』二(八月二十日条、四三頁)によると、井上聞多・伊藤俊輔に同行した楠本文吉は長崎から大宰府に戻り、土方楠左衛門に対して、「薩長両藩愈以和解之効を奏し同心協力の事業着々相挙り候由為邦家可慶也」と薩長融和進展の喜びを語り、「薩家老小松帯刀にも面会致候」と告げている。
- (50) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』一(マツノ書店、二〇一三年復刻)、第二章第三節参照
- (51) 伊藤俊輔書簡(木戸孝允宛、八月九日、『木戸文書』1、二二五～二二六頁)
- (52) 「柏村日記一五」(九月七日条、『山口県史 史料編幕末維新4』、山口県、平成二十二年、八〇頁)
- (53) 伊藤俊輔も木戸孝允宛書簡(十月二十六日、『木戸文書』1、二二八頁)の中で、「薩上杉より之書簡」と記しており、長州藩内では近藤を広く薩摩藩士と認識していた。
- (54) 木戸孝允書簡(山田宇右衛門宛、八月二十七日、『木戸』二、一〇五～一〇九頁)
- (55) 大村益次郎書簡(木戸孝允宛、日付未詳、『大村益次

郎史料』、三六二～三六四頁)

(56) 広沢真臣書簡(木戸孝允宛、八月二十八日、『防長』七、三〇六～三〇七頁)

(57) 山田宇右衛門書簡(木戸孝允宛、八月二十八日、『防長』七、三〇七～三〇九頁)

(58) 毛利敬親・広封書簡(島津久光・茂久宛、九月八日、『玉里』四、史料番号一三八六、三五五～三五六頁)

(59) 「命文」(九月九日、『防長』七、三二一頁)

(60) 傍証として、例えば白峯駿馬・陸奥宗光は慶応元年に何礼之の英語塾に薩摩藩士として藩費で入塾しており、白峯の墓石には「奇身小松帯刀」とあり、小松の従者(陪臣)であった可能性もある。また、近藤長次郎が葬られた皓台寺の過去帳では、「薩州上杉宗治」とある。

(61) 例えば、「唐津侯より登堂之命あり、板、唐両閣老、小野権一同謁見、坂下良馬潜匿之一条、薩人之謀略等密々下問」(肥後藩京都留守居役・上田久兵衛日記、十二月三日条、『幕末京都の政局と朝廷』、三三二頁)等。なお、「薩ハ正義未変由土有志脱藩人も薩屋敷二居候由右度々西下候由」(正親町公董妾書簡、『中山忠能日記』三、八月三日条、一八二頁)と公家間でも噂になっていた。

(62) 吉井友実書簡(大久保一蔵宛、四月三十日、『大久

保』五、三四三頁)

(63) 桂久武書簡(島津求馬・伊集院左中宛、十二月二十六日、『忠義』三、史料番号七二三、八三九～八四二頁)

(64) 西郷吉之助書簡(蓑田伝兵衛宛、十二月六日、『西郷』二、八七～九一頁)

(65) 「江戸邸引弘説(道島家記抄)」(『忠義』三、史料番号七二〇ノ一、八一頁)

(66) 西郷吉之助書簡(蓑田伝兵衛宛、十二月二十六日、『西郷』二、一〇三～一〇四頁)

(67) 鹿児島県史料刊行会『桂久武日記』(鹿児島県史料集第二十六集、十二月十九日条)、昭和六十一年、鹿児島県立図書館、一一八頁

(68) 『西郷隆盛と幕末維新の政局』、一三五頁

(69) 大久保一蔵書簡(新納立夫宛、十二月二十一日、鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料(大久保利通史料)』一、鹿児島県、昭和六十三年、四五～四六頁)

(70) 市来六左衛門書簡(伊地知壯之丞宛、十月二十日、『玉里』四、史料番号一四〇七、四一五～四一六頁)は慶応元年と编者から比定されているが、モンブラン来日後の応接について書かれており、明らかに慶応三年の書簡である。

- (71) 伊達宗城書簡(島津久光宛、十二月十七日、『玉里』四、史料番号一四四五、五〇六〜五〇七頁)
- (72) 『西郷隆盛と幕末維新の政局』、一二三頁。なお、宮地正人氏は「この西郷を中核とする薩摩藩論の急激な変化は、宇和島の伊達宗城によってもかぎつけられていた」(『歴史のなかの『夜明け前』、一四九頁)と同様な評価をしている。
- (73) 池村邦則書簡(市岡殷政・間秀矩他宛、十二月二十六日)、『歴史のなかの『夜明け前』、四七七〜四八〇頁)
- (74) 桂久武書簡(島津求馬・伊集院左中宛、十二月二十六日、『忠義』三、史料番号七二三、八三九〜八四二頁)
- (75) 黒田清綱書簡(蓑田伝兵衛宛、十二月九日、『忠義』三、史料番号七三一、八五八〜八六一頁)
- (76) 西郷吉之助書簡(黒田清綱宛、十二月十二日、『西郷』二、九九〜一〇二頁)
- (77) 註(67)参照
- (78) 西郷吉之助書簡(蓑田伝兵衛宛、十二月二十六日、『西郷』二、一〇三〜一〇四頁)
- (79) 『桂久武日記』(十二月二十五日条)、一一九頁
- (80) 西郷吉之助書簡(黒田清綱宛、十二月十二日、『西郷』二、九九〜一〇二頁)
- (81) 岩下方平書簡(桂久武宛、正月七日・二月八日、「桂久武所蔵書類」(憲政資料室所蔵『石室秘稿』所収)
- (82) 伊達宗城書簡(松平春嶽宛、十月十四日、『續再夢紀事』四、三三二〜三三四頁)によると、「狼兄(山内容堂)方へも坂下龍馬馳下事情陳論可致と存候間、此頃為談合家来遺置候、迎も一両輩出候而も建議おし拔居候程如何と存候」と、薩摩藩は我々同様に容堂に対しても使者を派遣するとし、それを坂本と明言している。
- (83) 「柏村日記一五」(十月四日条、『山口県史 史料編幕末維新4』、八四〜八五頁)
- (84) 山田宇右衛門・国貞直人・中村誠一・広沢真臣書簡(木戸孝允宛、十月四日、『防長』七、四五二〜四五五頁)
- (85) 広沢真臣書簡(木戸孝允宛、十月四日、『防長』七、四五六〜四五七頁)
- (86) 大久保一蔵書簡(九月二十三日、西郷吉之助宛、『大久保利通文書』一、三〇七〜三二二)
- (87) 小田村素太郎(楯取素彦)書簡(木戸孝允宛、十月五日、『木戸文書』3、二〇〇八年、八一頁)
- (88) 北垣国道書簡(木戸孝允宛、十月五日、『木戸文書』3、二五九〜二六〇頁)
- (89) 山田右門御用状(十月六日、『吉川』四、一五一〜一

五二頁)。なお、広沢は以下のような薩摩藩の動静も伝えている。

薩州ニは此内々之存込ハ是非仕取度趣意之處、上国登込之人数三百人ニ而無勢ニ付厳威無之増人数五百人七百人位は有之度、依之西郷ハ上関直様帰国右之人数を引卒し上坂之積り、尤国中ニ而七日位滞留之心得、尚上国ニ而周旋ハ大久保正市^{マツ}致候段、薩人

(坂本) 申分も有之候段藤右衛門斷ニ御座候

(90) 井上聞多書簡(木戸孝允宛、『木戸文書』1、三二四～三二五頁)。該書では八ないし九月書簡としているが、内容から十月後半から近藤長次郎が来関する十一月初旬までのものである。

(91) 北条瀬兵衛(伊勢華)書簡(木戸孝允宛、慶応二年三月二十五日、『木戸文書』1、一七七～一七八頁)

(92) 『桂久武日記』(十二月十三・十四日条)、一一七頁

(93) 坂本龍馬書簡(岩下方平・吉井友実宛、十二月中旬(日付未詳)、『木戸文書』4、九九～一〇二頁)

(94) 西郷吉之助書簡(蓑田新平宛、十一月十一日、『西郷』二、七八～八二頁)

(95) 西郷吉之助書簡(蓑田伝兵衛宛、正月五日、『西郷』二、一〇九～一一〇頁)

(96) 木場伝内書簡(吉井友実・内田正風宛、包封に「西

郷吉之助殿 大久保一蔵殿」とあり、正月七日、『大久保』三、一一三頁)

(97) 黒田清綱書簡(西郷吉之助宛、正月七日、『西郷』五、二五四～二五五頁)

(98) 黒田清隆書簡(西郷吉之助宛、正月七日、『西郷』五、二五五～二五六頁)

(99) 『吉川』四、三二六～三二七頁

(100) 註(73) 参照

(101) 『吉川』四、三二七頁

(102) 西郷吉之助書簡(黒田清綱宛、十二月十二日、『西郷』二、九九～一〇一頁)

(103) 「黒田了介ヨリ久光公へノ上書」(九月、『玉里』四、史料番号一三九一、三六四～三六六頁)。また、黒田は第二次薩摩スチューデントに加わる希望も持っていた。

(104) 『吉川』四、三二七頁

(105) 藍谷鼎助書簡(目加田喜助・長新兵衛宛、三月三日、『吉川』四、四三九～四四七頁)

(106) 『防長回天史』七、四七六～四七七頁

(107) 坂本龍馬書簡(池内藏太家族宛、正月二十日、『坂本龍馬関係文書』一、四八五～四八七頁)

(108) 『吉川』四、三二一頁。なお、時田は「良馬東西奔走ニ而、薩之意を長ニ長之意を薩ニ告ぐ、遂ニ御取結ニ相

- 成、蒸気船迄御買入ニ相成申候」と述べ、土佐藩脱藩浪士の中でも特に坂本龍馬を評価している。
- (109) 高杉晋作書簡（山県狂介・福田侯平宛、十二月九日、『防長』七、四七九頁）
- (110) 「柏村日記一五」（十二月十一・十二・十三日条、『山口県史 史料編幕末維新 4』、一〇〇頁）
- (111) 木戸孝允書簡（前原一誠宛、十二月十三日、『木戸』二、一一八～一二九頁）
- (112) 木戸孝允書簡（中村誠一・国貞直人宛、十二月十九日、『木戸』二、一二九～一三〇頁）
- (113) 井上聞多書簡（木戸孝允宛、十二月二十一日、『木戸文書』一、三二八頁）
- (114) 井上聞多書簡（木戸孝允宛、十二月二十四日、『木戸文書』一、三二九頁）
- (115) 『桂久武日記』（十二月十三日条）、一二二頁
- (116) 『西郷隆盛と幕末維新の政局』、一二三頁
- (117) 『吉川』四、三二二～三二三頁
- (118) 西郷吉之助書簡（長新兵衛・大草終吉宛、二月八日、『吉川』四、三〇九～三一〇頁）。なお、註(119)書簡に含まれる。
- (119) 長新兵衛・大草終吉書簡（目加田喜助・藍谷鼎助宛、二月十二日、『吉川』四、三〇九～三一一頁）
- (120) 『吉川』四、三二七頁
- (121) その他支藩に対しては、誤った情報が伝達されており、例えば、長府藩士時田少輔は広島で小田村素太郎から聞き及んだ話として、「御本家木戸某、先達而薩之蒸気船江乗組、大坂薩邸迄罷越」「薩邸江潜伏之内分遂二致上京、御所内迄も入込段々致探索候」（『吉川』四、三一六～三二七頁）といった内容を、二月二日に岩国で藍谷鼎助に語っている。
- (122) 芳即正『坂本龍馬と薩長同盟』、五二～五三頁
- (123) 『桂久武日記』（十二月十三日条）、一二二頁
- (124) 桂久武書簡（島津求馬・蓑田伝兵衛宛、一月二十一日、公爵島津家編輯所編「薩藩史料稿本」、東京大学史料編纂所蔵）
- (125) 大久保一蔵書簡（西郷吉之助宛、正月二十四日、『西郷』五、二六〇～二六二頁）
- (126) 『坂本龍馬日記抄』（『坂本龍馬関係文書』一、一八一頁）
- (127) 芳即正『坂本龍馬と薩長同盟』、九八頁参照
- (128) 家近良樹氏は「当時、藩士層とは異なつて失うものが相対的に少なかった浪士グループが、過激な行動に出ようとしていた。そのリーダーたる龍馬が上洛して来たのだから、西郷らの発言には、たんに木戸（長州藩）に

対する思惑だけではなく、浪士集団に対するそれも、当然のことながら含まれたと解すべきであろう」(『西郷隆盛と幕末維新の政局』、一三五頁)と述べるが、坂本と薩摩藩との関係が全く理解されていない。西郷が坂本を浪士グループのリーダーと認識し、リップサービスとして六箇条を発言することはあり得ないことは、これまでの考察で明らかである。

(129) 『中山忠能日記』三(一月七日条、三三六～三三七

頁)

(130) 西郷吉之助書簡(蓑田伝兵衛宛、二月六日、『西郷』二、一一四～一一八頁)

(131) 小松は木戸に対して、「然者其砌は万事失敬相働候義残情不少奉存候、しかし緩々御高話拝承大幸之至奉存候」(木戸宛書簡、二月六日、『木戸文書』4、四六頁)と伝えており、両者間の会談が上首尾であったとしている。